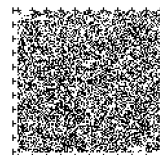


第 7 期宮崎市障がい福祉計画

(第 3 期宮崎市障がい児福祉計画)

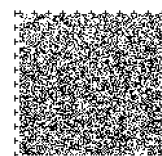
令和 6 年 3 月

宮崎市



目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 基本指針における基本的理念	
4 計画の期間	
5 計画の達成状況の点検及び評価	
第 2 章 障がい者の状況	8
第 3 章 前期計画(第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画)の評価	10
1 数値目標と実績	
2 障がい福祉サービス等について	
3 地域生活支援事業等について	
第 4 章 令和 8 年度の数値目標等の設定	29
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	
2 地域生活支援の充実	
3 福祉施設から一般就労への移行等	
4 障がい児支援の提供体制の整備等	
5 相談支援体制の充実・強化等	
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
第 5 章 障がい福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策	39
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 相談支援	
5 障がい児通所等支援	
6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
7 相談支援体制の充実・強化のための取組	
8 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	



第 6 章 地域生活支援事業等の見込み量及び見込み量確保のための方策……………71

1 必須事業

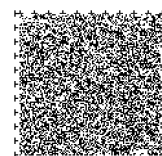
2 任意事業

3 その他の事業

第 7 章 資料……………103

1 パブリックコメントの実施

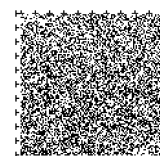
2 計画の策定経過



第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第 7 期宮崎市障がい福祉計画及び第 3 期宮崎市障がい児福祉計画(以下「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に掲げる「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を実現するとともに、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に掲げる「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」という児童の権利を踏まえて、障がい者や障がい児への障がい福祉サービス、相談支援、障がい児通所等支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、令和 8 年度における数値目標の設定や、今後の障がい福祉サービス等の見込み及び提供体制の確保について定めます。



2 計画の位置付け

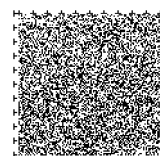
本計画は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定により定められた国の基本的な指針(令和 5 年 5 月一部改定。以下「基本指針」という。)に即して、障害者総合支援法第 88 条第 1 項による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項による「市町村障害児福祉計画」を、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定により一体のものとして策定するものです。

第五次宮崎市総合計画改訂版(令和 5 年 3 月改訂)の基本目標である「良好な生活機能が確保されている都市(まち)」を実現し、障がい者の地域生活への移行又は継続を支援するため、「障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり」を基本理念とした「第 4 期宮崎市障がい者計画」(令和 5 年 3 月策定)を補完する実施計画として、障がい福祉に関する各種計画等との整合性を図りながら、障がい福祉サービス等の提供に関する今後の見込み量や見込み量確保のための方策等を定めます。

3 基本指針における基本的理念

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。



(2)障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。)並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、障がい種別による格差が生じないようにサービスの充実を図ります。

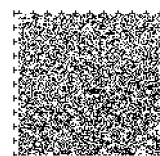
また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等については、従来から障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るとともに、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障がい福祉サービスの活用が促されるよう適切な支援に取り組みます。

(3)地域生活への移行、継続の支援及び就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービス)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。併せて、地域生活支援拠点等が担う機能の充実や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保等を図り、包括的な支援体制の構築に取り組みます。



(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

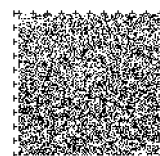
また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、医療を要する状態にある障がい児(以下「医療的ケア児」という。)が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

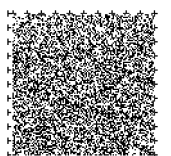
障がい者の重度化や高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を関係者が協力して取り組みます。

なお、専門性を高めるための研修の実施に当たっては、関係機関と連携し、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する障がい特性への理解促進を図ります。



(7)障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律 第 47 号)を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

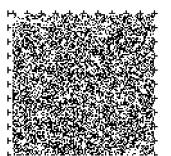


4 計画の期間

令和 5 年度は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間として策定した第 6 期宮崎市障がい福祉計画及び第 2 期宮崎市障がい児福祉計画に係る必要な見直しを行い、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画期間とする本計画を策定します。

なお、第 8 期宮崎市障がい福祉計画(第 4 期宮崎市障がい児福祉計画)については、令和 8 年度中に令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間として策定する予定です。

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
宮崎市障がい者計画 (第 3 期)		第 4 期 宮崎市障がい者計画 ※計画期間:令和 5 年度～令和 11 年度(7 年間)						
第 6 期 宮崎市障がい福祉計画 (第 2 期 宮崎市障がい児福祉計画)								
		見直し	第 7 期 宮崎市障がい福祉計画 (第 3 期 宮崎市障がい児福祉計画)					
					見直し	第 8 期 宮崎市障がい福祉計画 (第 4 期 宮崎市障がい児福祉計画)		

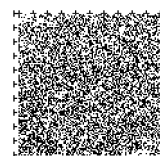


5 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた数値目標やサービス見込み量は、少なくとも年 1 回は実績を把握し、関連する施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、変更、見直し等を行います。

また、本計画の達成状況の点検及び評価に当たっては、「宮崎市障がい者施策推進協議会」及び「宮崎市自立支援協議会」に報告を行い、宮崎市ホームページに公開して、適正な進行管理に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市及び各障がい福祉サービス等事業所において、十分なサービスの提供が図れなかったことも考えられるため、本計画におけるサービスの見込み量については、感染症の拡大以前の実績も踏まえ推計を行いました。



第 2 章 障がい者の状況

(1)障がい者手帳等の交付状況の推移

身体障がい者手帳の令和 4 年度の所持者数は、平成 30 年度と比較すると 9.8%の減で年々減少しています。

一方で、療育手帳は 11.7%の増、精神障がい者保健福祉手帳は 27.8%の増と年々増加し、特定医療費受給者証も 12.2%の増となっております。

(年度末現在、単位：人)

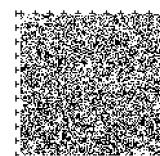
手帳等の種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障がい者手帳	18,986	18,793	18,598	18,159	17,131
※()は 18 歳未満	(375)	(373)	(385)	(376)	(367)
療育手帳	3,475	3,676	3,699	3,797	3,882
精神障がい者保健福祉手帳	4,130	4,392	4,605	4,956	5,280
特定医療費(指定難病)受給者証	3,004	3,062	3,449	3,252	3,371
宮崎市人口 (10月1日現在)	398,841	398,307	401,339	400,775	399,476

(2)令和 4 年度身体障がい者手帳の交付状況

① 障がい別

(令和 5 年 3 月末現在、単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	548	389	56	54	113	37	1,197
聴覚・平衡機能障がい	81	277	136	595	8	440	1,537
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	19	105	66	—	—	200
肢 体 不 自 由	1,981	1,825	1,379	1,901	886	423	8,395
内 部 障 が い	3,239	85	703	1,775	—	—	5,802
計	5,859	2,595	2,379	4,391	1,007	900	17,131



② 者・児別

(令和 5 年 3 月末現在、単位:人)

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・そしゃ く機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18 歳未満	12	29	2	237	87	367
18 歳以上	1,185	1,508	198	8,158	5,715	16,764

(3)令和 4 年度療育手帳の交付状況

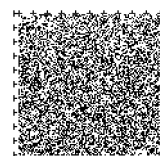
(令和 5 年 3 月末現在、単位:人)

程度	A	B-1	B-2	計
所持者数	1,601	1,078	1,203	3,882

(4)令和 4 年度精神障がい者保健福祉手帳の交付状況

(令和 5 年 3 月末現在、単位:人)

等 級	1級	2級	3級	計
所持者数	281	2,680	2,319	5,280



第3章 前期計画(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)の評価

1 数値目標と実績

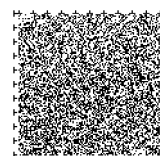
前期計画では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」について、国の基本指針どおりではなく、各種調査の結果や「第5期宮崎市障がい福祉計画(第1期宮崎市障がい児福祉計画)」の実績等を鑑み、数値目標を設定しました。

「福祉施設入所者の地域生活への移行」については、障がい支援区分が高い入所者が多いことや、入所者やその家族の高齢化等に加え、待機者も多いことから、施設入所へのニーズが依然として高いものの、入所者数の削減目標については達成する見通しです。また、地域生活移行者数についても、各種取組の成果により、目標を達成する見込みです。

「福祉施設から一般就労への移行等」については、年間一般就労移行者数は、概ね目標を達成する見込みですが、就労系の各サービスごとで見ると未達成のサービスもあり、また、就労定着支援の利用者数、職場定着率についても未達成であることから、今後も制度の周知、事業所の確保に取り組むこととします。

「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」については、基幹相談支援センターを地域生活支援拠点等の中核機関として位置付け、引き続き、機能強化に取り組むこととしています。

「障がい児支援の提供体制の整備等」については、概ね目標を達成することができましたが、児童発達支援センターの設置箇所数については、引き続き目標を達成するために取り組むこととします。

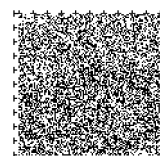


「相談支援体制の充実・強化等」については、全ての項目において目標を達成しており、特に地域の相談支援体制の強化（令和 5 年度末までの訪問等による専門的な指導・助言件数）については、前期計画策定時において、基幹相談支援センターが定期的を実施する困難事例の共有の場と位置付けておりましたが、令和 3 年度から実数把握を開始し、その件数を計上しているため、数値目標を大きく上回る実績を見込んでいます。

「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についても、全ての項目において目標を達成する見込みであり、多様化する障がい福祉サービス等に対応するために、市の職員が積極的に研修を受講することや、自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所の適正な運営体制を構築するなど、市と事業所の両輪で質の高いサービスを提供できるよう努めます。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	数値目標 (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)	達成状況
施設入所者の削減数 ※令和元年度末時点の入所者数(435 人)の 1.6%減	7人	12人	達成
施設入所者の地域生活移行者数 ※令和元年度末時点の入所者数(435 人)の 6%	27人	31人	達成

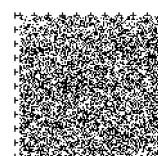


(2)福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数値目標 (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)	達成状況
福祉施設から一般就労への移行 ※令和元年度の年間一般就労移行者数(96人)の1.27倍	122人	179人	達成
就労移行支援事業の移行者数 ※令和元年度の年間の移行者数(51人)の1.3倍	67人	140人	達成
就労継続支援A型事業の移行者数 ※令和元年度の年間の移行者数(25人)の1.26倍	32人	16人	未達成
就労継続支援B型事業の移行者数 ※令和元年度の年間の移行者数(17人)の1.23倍	21人	20人	未達成
就労定着支援事業の利用者数及び職場定着率 ※就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の うち、就労定着支援事業を利用する者の割合	7割	2割	未達成
就労定着支援事業の利用者数及び職場定着率 ※就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割	4割	未達成

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	数値目標 (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)	達成状況
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	1箇所	達成
運用状況の検証及び検討回数	1回	1回	達成

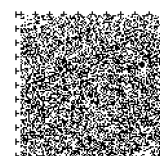


(4)障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	数値目標 (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)	達成状況
児童発達支援センターの設置箇所数	4箇所	3箇所	未達成
保育所等訪問支援の利用体制構築(継続)	有	有	達成
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2箇所	4箇所	達成
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所	3箇所	達成
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置 ※保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置(継続)	有	有	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーター配置 ※コーディネーターの配置(継続)	有	有	達成

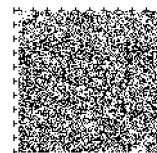
(5)相談支援体制の充実・強化等

項 目	数値目標 (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)	達成状況
総合的・専門的な相談支援 ※総合的・専門的な相談支援体制の構築(継続)	有	有	達成
地域の相談支援体制の強化 ※令和5年度末までの訪問等による専門的な指導・助言件数/年	12件	700件	達成
地域の相談支援体制の強化 ※令和 5 年度末までの人材育成支援件数/年	6件	6件	達成
地域の相談支援体制の強化 ※令和 5 年度末までの連携強化取組実施回数/年	6回	6回	達成



(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	数値目標 (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)	達成状況
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 ※県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	5人	5人	達成
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ※審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有体制	有	有	達成
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ※審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等との事業所や関係自治体等との共有回数/年	1回	1回	達成
指導監査結果の関係市町村との共有 ※指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制	有	有	達成
指導監査結果の関係市町村との共有 ※指導監査結果の関係自治体との共有回数/年	1回	1回	達成



2 障がい福祉サービス等について

(1) 全体的な評価

障がい福祉サービスの利用者及びサービス量については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部のサービスで見込み量を下回る実績になるものの、多くのサービスで見込み量を上回る見込みであることから、障がい者が必要なサービスを利用し、自立した地域生活と社会参加の推進が図られてきているものと評価します。

今後、将来にわたり持続したサービス提供を実現するためには、サービスを支える人材の確保及び育成が求められています。

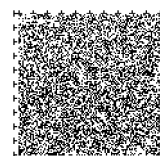
また、今後増加が見込まれる重症心身障がい児・者や医療的ケアが必要な障がい児・者に対するサービスについては、今後も引き続き、ニーズに即したサービス提供体制の整備に努めていく必要があると考えています。

(2) サービスの種類ごとの評価

① 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援)

訪問系サービスについては、近年は利用者数やサービス量は増加傾向にあり、どちらも見込みを上回っていますが、居宅における介護ニーズの多様化が進んでおり、サービス提供体制の確保・維持とともに、障がいの特性にあったサービスの提供が求められています。

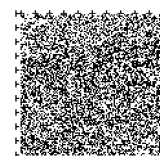
種 類	項 目	見込み	実績見込み
		(令和5年度)	(令和5年度)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障がい者等包括支援	実利用者数/月	969人	972人
	利用時間/月	30,472時間	34,889時間



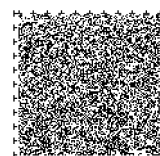
②日中活動系サービス(生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所)

日中活動系サービスについては、見込みと実績見込みとの比較においては、減少しているものの、年度毎の実績においては、ほとんどのサービスで利用が横ばい又は増加しており、必要な支援が順調に広がっていると評価できます。

種 類	項 目	見込み (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)
生活介護	実利用者数/月	1,069人	1,040人
	利用日数/月	20,097人日分	19,552人日分
自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	27人	19人
	利用日数/月	464人日分	274人日分
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	47人	74人
	利用日数/月	738人日分	1,036人日分
就労移行支援	実利用者数/月	239人	220人
	利用日数/月	4,111人日分	3,872人日分
就労継続支援(A型)	実利用者数/月	559人	505人
	利用日数/月	10,509人日分	9,343人日分
就労継続支援(B型)	実利用者数/月	926人	938人
	利用日数/月	15,649人日分	15,665人日分



就労定着支援	実利用者数/月	86人	47人
療養介護	実利用者数/月	87人	87人
短期入所(福祉型)	実利用者数/月	310人	219人
	利用日数/月	1,612人日分	1,292人日分
短期入所(医療型)	実利用者数/月	63人	53人
	利用日数/月	315人日分	286人日分



③居住系サービス(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等)

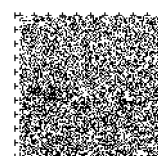
自立生活援助については、利用者の実績が伸びておりません。今後も引き続き制度の周知を行い、サービスを必要とする利用者の掘り起こしや、新規開設を促す等、提供体制の強化を図る必要があります。

共同生活援助については、事業所が増加したことなどから見込み量を上回る実績となる見込みであり、地域生活への移行の促進について一定の成果が挙げられたと評価しています。

施設入所支援については、今後、地域移行後の不安の解消等、地域移行のための支援体制の更なる充実を図り、いかに入所者数の削減を進めていくかが課題となっています。

地域生活支援拠点等については、令和元年度に基幹相談支援センターを中核機関として位置付けた地域生活支援拠点等について、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」、「医療的ケア児等の支援」の6つの機能を担う体制を構築しましたが、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者の地域移行を支援するため、今後も引き続き、当該機能を充実させることが求められると考えています。

種 類	項 目	見込み (令和5年度)	実績見込み (令和5年度)
自立生活援助	実利用者数/月	36人	12人
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数/月	361人	425人
施設入所支援	実利用者数/月	428人	420人
地域生活支援拠点等	設置箇所数	1箇所	1箇所
	検証・検討回数/年	1回	1回



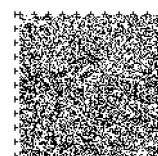
④相談支援(計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援))

計画相談支援については、見込みと実績見込みとの比較においては減少しているものの、年度毎の実績においては増加傾向にあり、各種サービス利用ニーズに対応できたものと評価しています。今後も引き続きサービス利用者が増加することが見込まれることなどから、相談支援事業所に対する人材確保や人材育成の支援が求められると考えています。

地域移行支援については、利用者の実績が伸びておりません。新型コロナウイルス感染症の影響で地域移行を進める上で必要とする、施設等への訪問が困難になったことの影響を受けていることが考えられます。今後は関係機関との連携を図り、制度周知を進めて利用を促進する必要があります。

地域定着支援については、見込み量を上回る実績となる見込みであり、今後も引き続き、福祉施設等から地域生活への移行を推進する観点から、制度の周知や関係機関との連携をさらに強化しながら利用を促進する必要があります。

種 類	項 目	見込み (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)
計画相談支援	実利用者数/月	1,287人	1,176人
地域相談支援(地域移行支援)	実利用者数/月	14人	2人
地域相談支援(地域定着支援)	実利用者数/月	41人	46人



⑤障がい児通所等支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援)

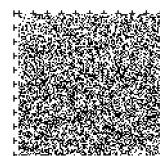
児童発達支援については、事業所の開設が堅調に推移したこともあり、利用ニーズに概ね応えられている状況です。

また、放課後等デイサービスについても、事業所の増加とともに利用の伸びが顕著であり、見込みを大きく上回る実績となりましたが、今後は利用者のニーズに寄り添ったサービスの提供が課題であると考えています。

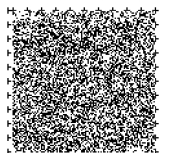
さらに、保育所等訪問支援については、サービスの周知により利用が進んだことから、見込みを大きく上回る実績となっています。

一方で、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用が少ない状況が続いており、重症心身障がい児や医療的ケア児の利用が進むような環境の整備が引き続き求められています。

また、医学の進歩等に伴い、医療的ケア児は年々増加しており、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)に基づいた医療的ケア児及びその家族への支援が求められています。



種 類	項 目	見込み (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)
児童発達支援	実利用者数/月	202人	230人
	利用日数/月	3,070人日分	2,875人日分
医療型児童発達支援	実利用者数/月	3人	1人
	利用日数/月	45人日分	1人日分
放課後等デイサービス	実利用者数/月	943人	1,137人
	利用日数/月	12,919人日分	15,577人日分
保育所等訪問支援	実利用者数/月	42人	74人
	利用日数/月	134人日分	215人日分
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月	3人	1人
	利用日数/月	15人日分	13人日分
障がい児相談支援	実利用者数/月	395人	378人
医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	配置人数	1人	2人



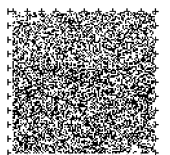
⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療及び福祉関係者が参加する宮崎市自立支援協議会の地域移行支援部会の定例会に加え、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関するシンポジウムが開催されるなど、当初の見込どおり、重層的な連携支援体制の構築に向けた活動が実施されている状況です。

また、精神障がい者の地域定着支援、共同生活援助の実利用者数については、事業所の増加により、利用者が多くなったことから、当初の見込みを上回る状況となっています。

一方で、地域移行支援、自立生活援助については、当初の見込みを下回る状況となっており、利用者の受け入れ先であるグループホームなどの社会資源の充足やサービス提供事業所の開設を促す等、利用が増えるような環境の整備が必要であると考えられます。

種 類	項 目	見込み (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催	回数／年	10回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場への関係者参加	参加者数／年	180人	216人
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場における目標設定及び評価の実施	回数／年	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	実利用者数/月	12人	4人
精神障がい者の地域定着支援	実利用者数/月	25人	31人
精神障がい者の共同生活援助	実利用者数/月	126人	223人
精神障がい者の自立生活援助	実利用者数/月	31人	16人



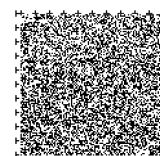
⑦相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターにおいては、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援などを計画的に実施することができ、相談支援体制の地域における中核的な役割を担うことができていると考えています。

しかしながら、各相談支援事業所の支援体制について、質の偏りが見受けられることもあるため、今後より一層、一定の水準で支援することが求められています。

なお、相談支援事業所に対する指導・助言件数については、前期計画策定時において、基幹相談支援センターが定期的実施する困難事例の共有の場と位置付けておりましたが、令和3年度から実数把握を開始し、その件数を計上しています。

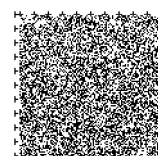
種 類	項 目	見込み (令和5年度)	実績見込み (令和5年度)
地域の相談支援事業所に対する訪問等による指導・助言件数	件数／年	12件	700件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件数／年	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	回数／年	6回	6回



⑧障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

宮崎県及び関係機関等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、会議に参加し、障がい福祉サービスの具体的内容、実際の状況を理解することについての取組を行いました。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、システムベンダー主催のオンラインによる意見交換会等に参加し情報共有を行っています。指導監査等については、宮崎県と共同で障がい福祉サービス等事業所向けに集団指導を行い、過去の指導監査を踏まえ重点的な事項等の情報共有を行いました。

種 類	項 目	見込値 (令和 5 年度)	実績見込 (令和 5 年度)
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	参加人数／年	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有回数	回数／年	1回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有回数	回数／年	1回	1回



3 地域生活支援事業等について

【全体的な評価】

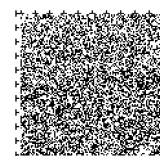
地域生活支援事業等については、全体的には安定したサービスの提供が図られているものと考えています。更なる利用の促進を図るためには、制度の周知や関係機関との連携をさらに強化する必要があります。

主なものとして、相談支援事業については、4つの社会福祉法人に基幹相談支援センター業務を委託し、他の関係機関と連携を図りながら利用者への支援を行うとともに、相談支援者等への事例検討会や研修会を随時実施し、支援者のスキルアップに努めるとともに、相談支援の質の向上を図り、障がい者等への支援の充実を図っています。

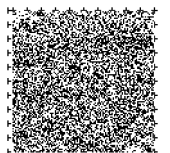
また、移動支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に利用者数が大幅に減少しましたが、それ以降は徐々に回復傾向となっております。しかしながら、コロナ禍以前の利用者数までには回復していないことから、引き続き障がい者及びその家族等に対する感染症対策に留意しつつ安心・安全な移動支援の提供が求められています。

<必須事業>

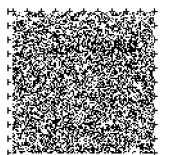
種 類	項 目	見込み (令和5年度)	実績見込み (令和5年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有
相談支援事業(障がい者相談支援事業)	実施箇所数	4箇所	4箇所
相談支援事業(基幹相談支援・虐待防止センター)	実施の有無	有	有
相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施の有無	有	有
相談支援事業(住宅入居等支援事業)	実施の有無	有	有



成年後見制度利用支援事業	報酬助成件数 (知的障がい者)	14件	16件
	報酬助成件数 (精神障がい者)	34件	26件
意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	派遣件数	700件	750件
意思疎通支援事業(手話通訳者設置事業)	設置者数	1人	1人
日常生活用具給付等事業(介護・訓練支援用具)	給付等件数	35件	38件
日常生活用具給付等事業(自立生活支援用具)	給付等件数	117件	120件
日常生活用具給付等事業(在宅療養等支援用具)	給付等件数	157件	79件
日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通支援用具)	給付等件数	92件	93件
日常生活用具給付等事業(排泄管理支援用具)	給付等件数	2,763件	2,644件
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具 (住宅改修費))	給付等件数	16件	17件
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	65人	80人
移動支援事業(重度身体障がい者移動支援事業)	延べ利用者数/年	550人	395人
	延べ利用時間数/年	450時間	363時間

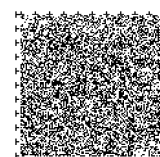


移動支援事業(外出介護事業)	実利用者数/年	577人	590人
	延べ利用時間数/年	46,852時間	46,787時間
移動支援事業(福祉バス運行事業)	延べ利用者数/年	2,460人	1,630人
	延べ利用時間数/年	690時間	460時間
地域活動支援センター機能強化事業 (地域活動支援センターⅠ型事業)	実施箇所数	2箇所	2箇所
	延べ利用者数/年	11,500人	10,000人
地域活動支援センター機能強化事業 (地域活動支援センターⅡ型事業)	実施箇所数	3箇所	3箇所
	実利用者数/年	40人	28人
地域活動支援センター機能強化事業 (地域活動支援センターⅢ型事業)	実施箇所数	3箇所	3箇所
	実利用者数/年	60人	38人
障がい児等療育支援事業	実施箇所数	3箇所	3箇所
専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業	養成講習修了者数	90人	50人



<その他の事業>

種 類	項 目	見込み (令和 5 年度)	実績見込み (令和 5 年度)
福祉ホーム事業	実施箇所数	1箇所	1箇所
	実利用者数/年	21人	21人
訪問入浴サービス事業	実利用者数/年	48人	36人
	延べ利用日数/年	4,243日	2,835日
点字・声及び手話の広報等発行事業	延べ作製本数/年	3,300本	2,580本
自動車運転免許取得・改造助成事業	延べ利用者数/年	14人	13人
日中一時支援事業	実利用者数/年	759人	685人
	延べ利用日数/年	45,995日	51,033日
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業	会議等参加者数/年	1,000人	1,350人
障がい者差別解消・虐待防止対策事業	研修等受講者数/年	500人	1,153人
	出前講座受講者数/年	550人	132人



第4章 令和8年度の数値目標等の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行は少しずつ進んできている一方で、入所施設には待機者も多い現状等から、入所者数自体の削減は進んでいない状況にあります。

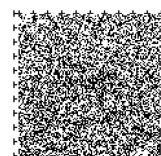
令和8年度末までの目標値については、地域生活を希望する障がい者本人の意向や心身の状態も踏まえ、グループホームなどの受け皿の増加や関連するサービスの充実等による各種支援に引き続き取り組むことで、国の基本指針に沿った数値を設定します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

項 目		数 値
(A)令和4年度末時点の施設入所者数		427人
【目標値】	施設入所者の地域生活移行者数((A)×6%) ※国の指針:(A)の6%	26人以上
	(B)施設入所者の削減数((A)×6%) ※国の指針:(A)の5%	26人以上
令和5年度末の施設入所者数(見込み)		423人
令和8年度末の施設入所者数(A-B)		401人以下

※施設入所者数は支給決定者数。

※地域生活移行とは、施設入所者が居宅等(グループホームを含む)へ移行することをいいます。

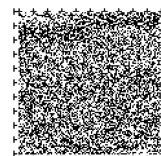


2 地域生活支援の充実

令和元年度に基幹相談支援センターを中核機関として位置付けた地域生活支援拠点等について、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」、「医療的ケア児等の支援」の6つの機能を担う体制を構築しましたが、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者の地域移行を支援するため、今後も引き続き当該機能の充実を図ります。

なお、運用状況の検証及び検討を宮崎市自立支援協議会において年1回以上行うこととします。

項 目	数 値
【目標値】地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所
【目標値】コーディネーター配置人数	6人
【目標値】運用状況の検証及び検討回数	1回



3 福祉施設から一般就労への移行等

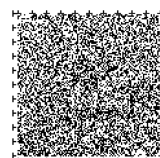
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する人数の目標値を、これまでの実績等を勘案して、令和 3 年度の一般就労への移行実績を国の指針を上回る 1.36 倍以上と設定します。

就労移行支援事業については、国の指針を上回る令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.36 倍以上とし、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を、国の指針に沿った 5 割以上と設定します。また、就労継続支援 A 型は 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型は 1.28 倍以上を目標とします。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合)に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを目標とします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを目標とします。

一般就労の促進に当たっては、支援する事業所及び雇用する企業等のいずれも、障がいに対する理解を深め、その特性に応じた支援や配慮を行うことで、定着率の向上に繋がっていくと考えられることから、併せて障がい理解の啓発に努めていくこととします。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号)において、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとなっており、その方針に基づいて障がい者就労施設等の受注の拡大への取組を進めていきます。



(1)福祉施設から一般就労への移行

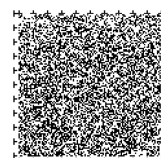
項 目	数 値
令和 3 年度の年間の一般就労移行者数(A)	124人
【目標値】令和 8 年度の年間一般就労移行者数	169人
※国の指針:(A)の 1.28 倍以上増加	(1.36倍)

(2)就労移行支援事業の移行者数

項 目	数 値
令和 3 年度の年間の移行者数(A)	89人
【目標値】令和 8 年度の年間の移行者数	121人
※国の指針:(A)の 1.31 倍以上増加	(1.36倍)
【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所	5割
※国の指針:就労移行支援事業所の 5 割以上	

(3)就労継続支援A型事業の移行者数

項 目	数 値
令和 3 年度の年間の移行者数(A)	20人
【目標値】令和 8 年度の年間の移行者数	26人
※国の指針:(A)の 1.29 倍以上増加	(1.29倍)

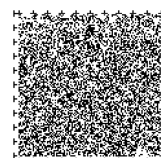


(4)就労継続支援B型事業の移行者数

項 目	数 値
令和 3 年度の年間の移行者数(A)	13人
【目標値】令和 8 年度の年間の移行者数	17人
※国の指針:(A)の 1.28 倍以上増加	(1.28倍)

(5)就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

項 目	数 値
令和 3 年度の年間の就労定着支援事業の利用者数(A)	36人
【目標値】令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数	51人
※国の指針:(A)の 1.41 倍以上増加	(1.41倍)
【目標値】就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所	2割5分
※国の指針:就労定着支援事業所全体の 2 割 5 分以上	



4 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを 4 箇所以上設置することを目標とします。

また、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度までに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを目標とします。

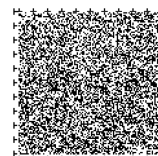
さらに、医療的ケア児等については、適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等で構成された協議の場を設置し、支援に必要な措置等を関係機関が連携して協議するとともに、地域での育ちを保障するため、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児等の実態把握を行い、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進していきます。

(1)児童発達支援センターの設置

項 目	数 値
【目標値】児童発達支援センターの設置箇所数 ※国の指針:令和 8 年度末までに 1 箇所以上設置	4箇所

(2)保育所等訪問支援の利用体制構築

項 目	数 値
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ※国の指針:令和 8 年度末までに構築	継続



(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項 目	数 値
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 ※国の指針:令和 8 年度末までに 1 箇所以上確保	4箇所

(4)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

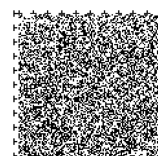
項 目	数 値
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ※国の指針:令和 8 年度末までに 1 箇所以上確保	3箇所

(5)医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	数 値
【目標値】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 ※国の指針:令和 8 年度末までに設置	継続

(6)医療的ケア児等に関するコーディネーター配置

項 目	数 値
【目標値】コーディネーターの配置 ※国の指針:令和 8 年度末までに配置	継続



5 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であるため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、同センターにおいて、地域の相談支援体制の強化のため、訪問等による専門的な指導・助言のほか、人材育成の支援、連携強化の取組を実施することとし、数値目標を以下のとおり設定します。

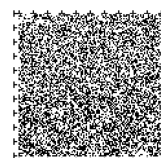
さらに、地域の相談支援から提出される一定期間ごとの計画の見直し(以下「モニタリング」という。)結果について、同センターと連携しながら内容を検証し、当該相談支援事業者への指導や助言を行うことで、各事業者によるサービスの質に格差が生じないよう一定の水準を確保します。

また、障がい者と同じ目線に立って支援を行うピアサポート体制の確保を促す等、相談支援事業者がより良い相談支援を提供できる体制づくりに努めます。

なお、取組に当たっては、見た目ではわかりにくい障がいである発達障がいや高次脳機能障がいのほか強度行動障がいなど、様々な障がい特性に応じた相談支援に繋がるよう、障がいに対する理解促進に努めていくこととします。

(1)総合的・専門的な相談支援

項 目	数 値
【目標値】総合的・専門的な相談支援体制の構築	継続
【目標値】令和 8 年度末の主任相談支援専門員の配置数	8人

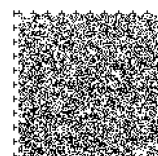


(2)地域の相談支援体制の強化

項 目	数 値
【目標値】令和 8 年度末の訪問等による専門的な指導・助言件数/年	700件
【目標値】令和 8 年度末の相談支援事業所の人材育成の支援件数/年	6件
【目標値】令和 8 年度末の連携強化取組実施回数/年	12回
【目標値】令和 8 年度末の個別事例の支援内容の検証の実施回数/年	6回

(3)宮崎市自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項 目	数 値
【目標値】令和 8 年度末の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数/年	6回
【目標値】令和 8 年度の協議会への参加事業所数	70事業所
【目標値】令和 8 年度末の協議会の専門部会の設置	有
【目標値】令和 8 年度末の協議会の専門部会の開催	有



6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、事業所が障がいへの理解を深め、利用者が障がい特性に応じて真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、市の職員は障害者総合支援法や児童福祉法等の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

(1)障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

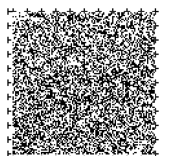
項 目	数 値
【目標値】宮崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数/年	5人

(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目	数 値
【目標値】審査結果の分析結果の事業所や関係自治体等との共有体制	有
【目標値】審査結果の分析結果の事業所や関係自治体等との事業所や関係自治体等との共有回数/年	1回

(3)指導監査結果の関係市町村との共有

項 目	数 値
【目標値】指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制	有
【目標値】指導監査結果の関係自治体との共有回数/年	1回



第 5 章 障がい福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策

※令和 5 年度の実績値＝令和 5 年 12 月時点での年度推計

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

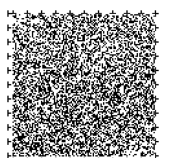
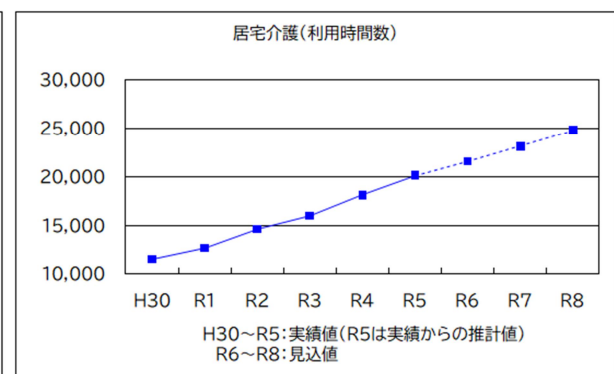
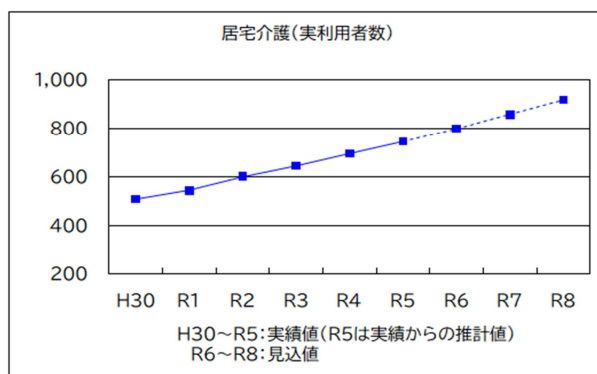
【サービスの概要】

自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

実績及び見込みから今後も利用者の増加が予想されることや、介護ニーズの多様化や介護人材の確保といった課題に取り組む観点からも、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	473	478	483	636	687	741	801	858	920
	／月 実績	509	545	602	646	697	747	—	—	—
利用時間数	見込み	10,643	10,755	10,867	15,394	16,626	17,956	21,621	23,178	24,847
	／月 実績	11,539	12,729	14,652	16,049	18,168	20,169	—	—	—



(2)重度訪問介護

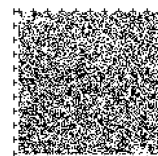
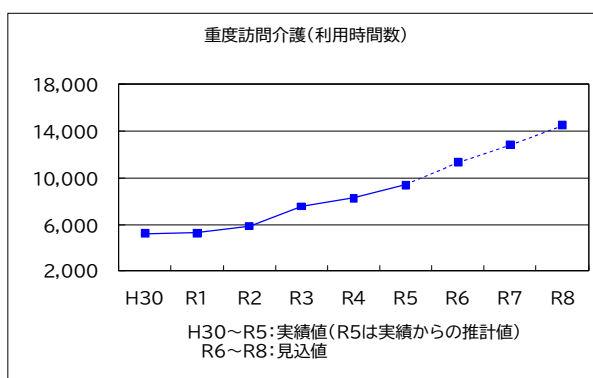
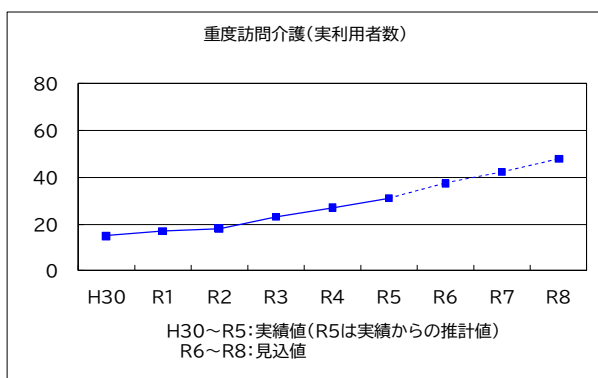
【サービスの概要】

重度の障がい者等で常に介護を必要とする人を対象とした、ホームヘルプや外出時の移動支援などを総合的に行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

福祉施設入所者等の地域生活への移行などにより、利用者の増加が予想されることや、介護ニーズの多様化や介護人材の確保といった課題に取り組む観点からも、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	17	18	19	19	21	22	37	42	48
	／月 実績	15	17	18	23	27	31	—	—	—
利用時間数	見込み	5,748	6,086	6,424	5,894	6,295	6,723	11,315	12,809	14,499
	／月 実績	5,238	5,265	5,875	7,547	8,262	9,390	—	—	—



(3)同行援護

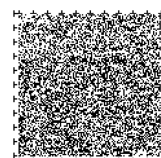
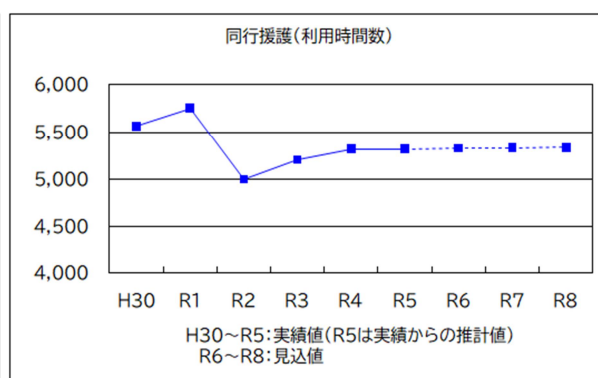
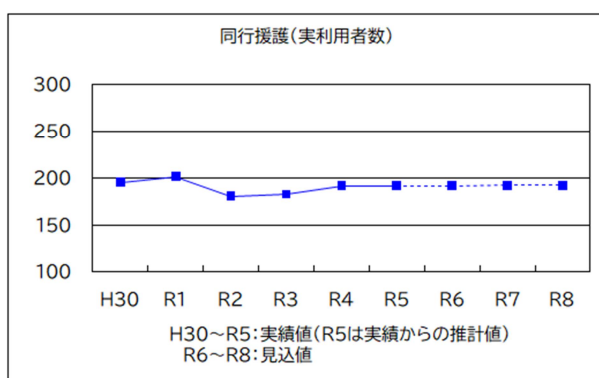
【サービスの概要】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

安定したサービス提供体制の維持とともに視覚障がい者のニーズの把握について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	196	198	200	198	201	205	192	192	193
	／月 実績	196	202	181	183	192	192	—	—	—
利用時間数	見込み	5,762	5,821	5,880	5,567	5,656	5,747	5,324	5,329	5,334
	／月 実績	5,562	5,755	4,995	5,205	5,317	5,318	—	—	—



(4)行動援護

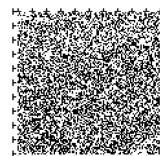
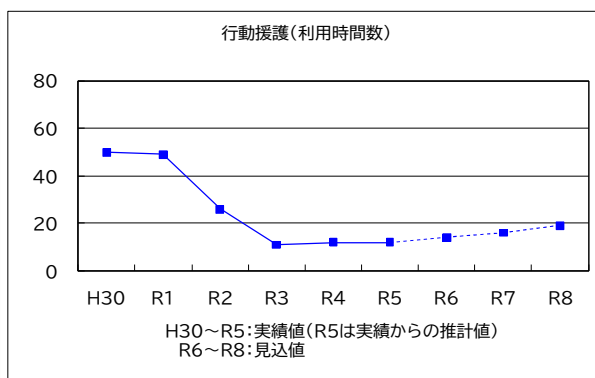
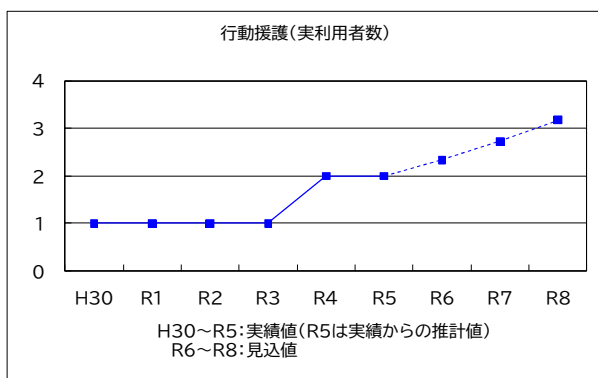
【サービスの概要】

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

強度行動障がい等の福祉施設入所者等から障がい者の地域生活への移行が予想されるため、安定したサービス提供体制の維持及び障がい者及び関係機関のニーズの把握について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1	2	3	3
	実績	1	1	1	1	2	2	—	—	—
利用時間数	見込み	42	42	42	46	46	46	14	16	19
	実績	50	49	26	11	12	12	—	—	—



(5)重度障がい者等包括支援

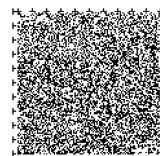
【サービスの概要】

介護の必要性が非常に高い人に訪問系、日中活動系、居住系等複数のサービスを包括的に行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

現在、当該サービスを行う事業所がない状況ですが、今後、利用対象となる障がい者の地域移行や要望も予想されることから、既存のサービス事業所との連携を行い、提供体制の構築を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	／月 実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—
単位数	見込み	0	0	0	0	0	0	80,000	80,000	80,000
	／月 実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—



2 日中活動系サービス

(1)生活介護

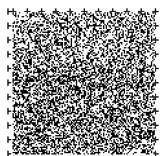
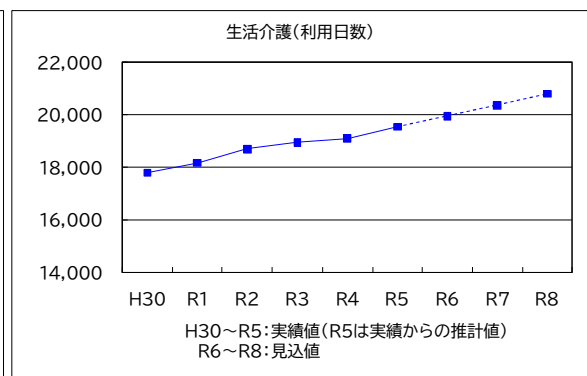
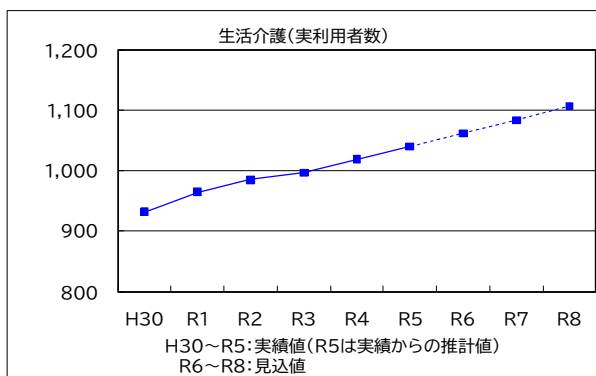
【サービスの概要】

常に介護を必要とする人に日中、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい者や医療的ケアの必要な障がい者が利用できる体制の整備を推進します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	933	952	971	1,016	1,042	1,069	1,062	1,084	1,107
	／月 実績	932	965	985	997	1,019	1,040	—	—	—
利用日数	見込み	17,914	18,278	18,643	19,101	19,590	20,097	19,966	20,379	20,812
	／月 実績	17,806	18,183	18,705	18,967	19,108	19,552	—	—	—



(2)自立訓練(機能訓練)

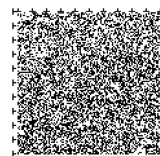
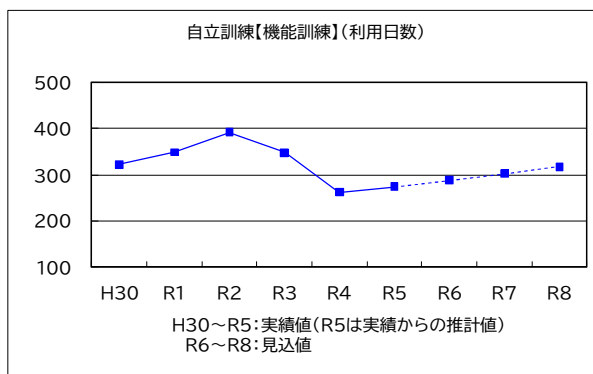
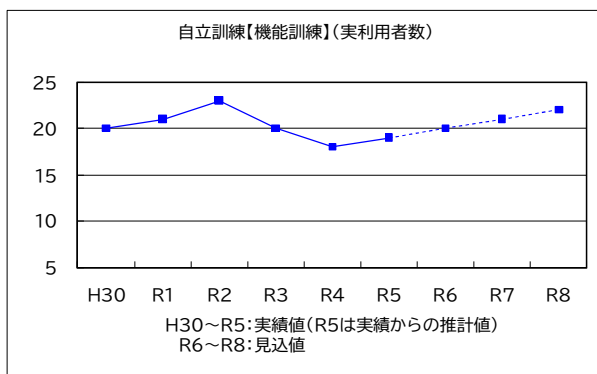
【サービスの概要】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能及び生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持及び効果的な自立訓練の実施について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	22	23	24	25	26	27	20	21	22
	／月 実績	20	21	23	20	18	19	—	—	—
利用日数	見込み	361	377	394	430	447	464	288	302	317
	／月 実績	322	349	392	348	262	274	—	—	—



(3)自立訓練(生活訓練)

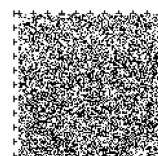
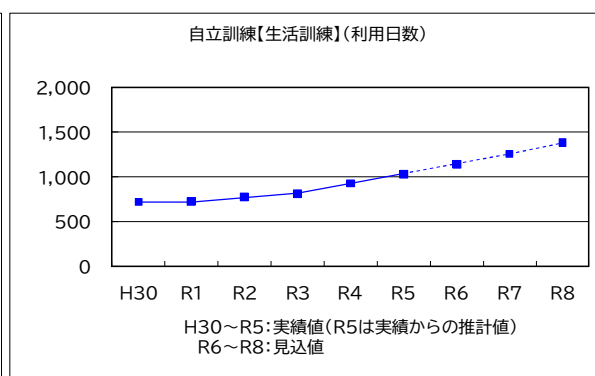
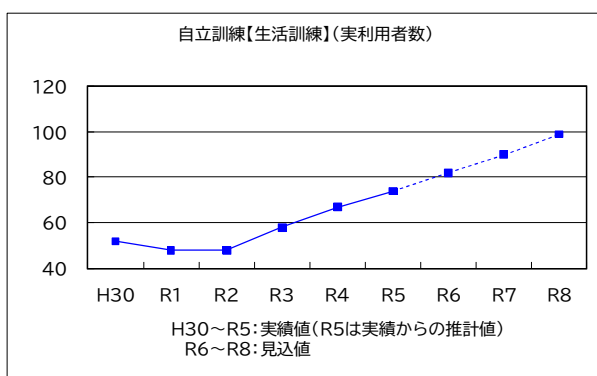
【サービスの概要】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	53	58	64	47	47	47	82	90	99
	／月 実績	52	48	48	58	67	74	—	—	—
利用日数	見込み	806	882	973	738	738	738	1,148	1,260	1,386
	／月 実績	724	729	778	817	932	1,036	—	—	—



(4)就労移行支援

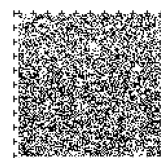
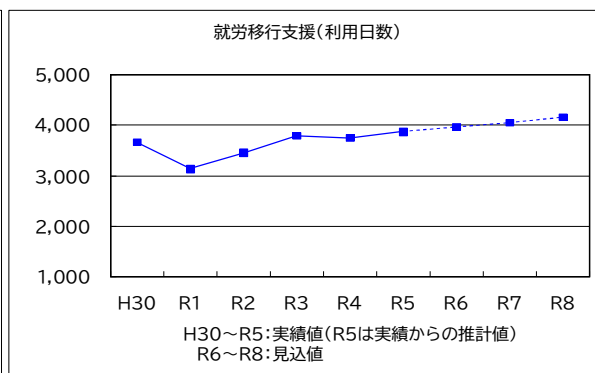
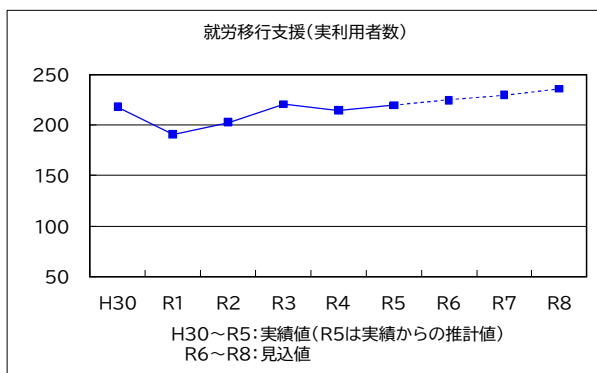
【サービスの概要】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援等を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の就労を促進する観点から、宮崎市自立支援協議会、ハローワーク等関係機関と連携し、安定したサービス提供体制の維持、就労定着を含めた地域での自立した生活の支援を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	205	216	228	214	226	239	225	230	236
	／月 実績	218	191	203	221	215	220	—	—	—
利用日数	見込み	3,547	3,737	3,944	3,681	3,887	4,111	3,960	4,048	4,154
	／月 実績	3,659	3,132	3,448	3,790	3,745	3,872	—	—	—



(5)就労継続支援(A型)

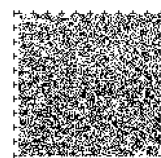
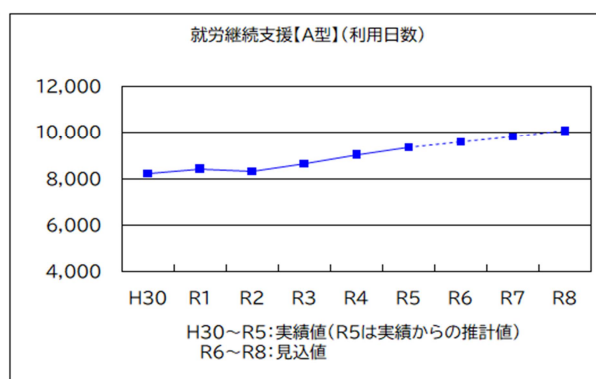
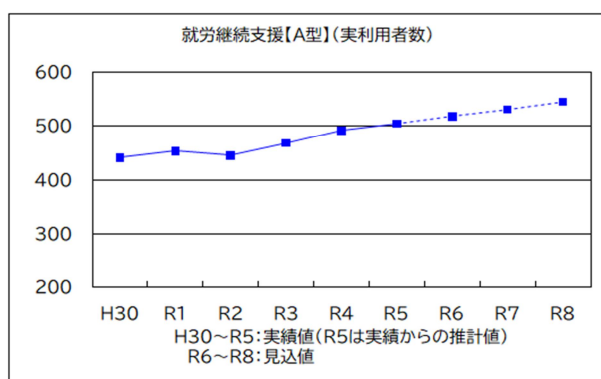
【サービスの概要】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練や一般就労への移行に向けた支援等を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

宮崎市自立支援協議会、ハローワーク等関係機関と連携し、障がい者の就労を促進するとともに、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、賃金向上に向けた支援、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	467	490	515	491	525	559	518	531	545
	／月 実績	441	453	445	468	492	505	—	—	—
利用日数	見込み	8,593	9,016	9,476	9,231	9,870	10,509	9,583	9,824	10,083
	／月 実績	8,224	8,417	8,315	8,648	9,041	9,343	—	—	—



(6)就労継続支援(B型)

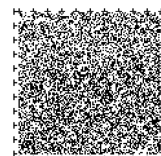
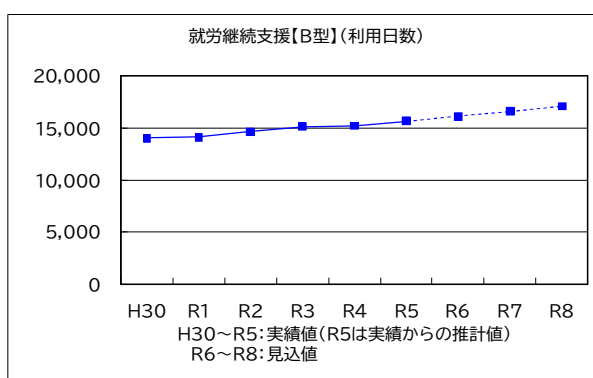
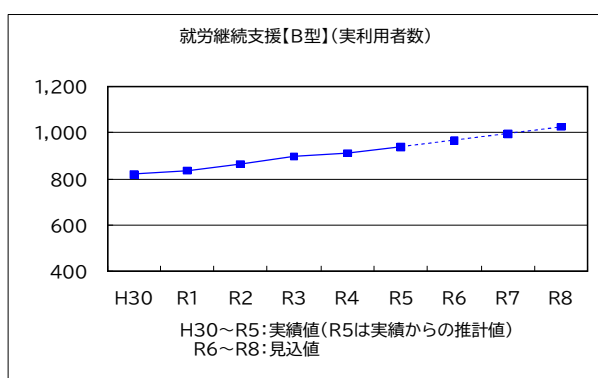
【サービスの概要】

企業等での就労経験がある人、就労移行支援事業の利用経験がある人等に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練や一般就労等への移行に向けた支援等を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の就労の場を確保し、地域での生活を支援するため、工賃向上に向けた支援、安定したサービス提供体制の維持について、宮崎市自立支援協議会、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	812	853	896	880	903	926	966	995	1,025
	／月 実績	821	836	865	897	911	938	—	—	—
利用日数	見込み	13,885	14,586	15,322	14,872	15,261	15,649	16,132	16,617	17,718
	／月 実績	14,021	14,143	14,642	15,148	15,213	15,665	—	—	—



(7)就労選択支援

【サービスの概要】

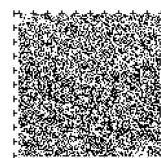
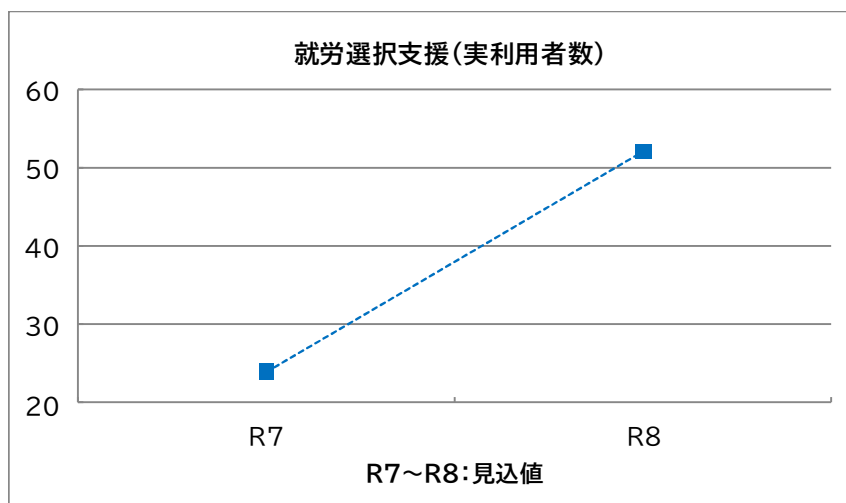
就労アセスメントの手法を活用して、ハローワークや計画相談支援事業所、医療・教育等の関係機関と情報共有、意見交換等を行い、一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の能力や適性、地域の社会や事業所の状況に応じ選択することができるように必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

就労系障がい福祉サービスの提供体制の動向や障がい者雇用に係る求人の状況といった、地域における障がい者の就労支援に関する状況を把握し、宮崎市自立支援協議会、ハローワーク等関係機関と共有した上で、連携した取組を図ります。

また、令和7年10月からの新規サービスであるため、十分な情報提供に努めるとともに、安定したサービス提供体制の確保に向けて、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	—	—	—	—	—	—	—	24	52
／月	実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—



(8)就労定着支援

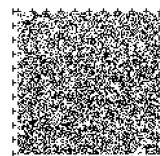
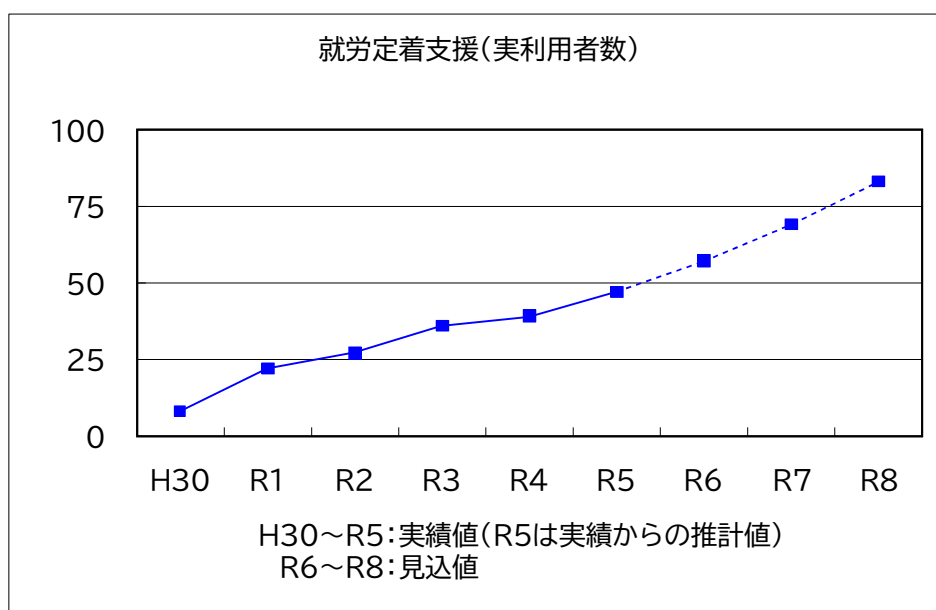
【サービスの概要】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

宮崎市自立支援協議会、ハローワーク等関係機関と連携し、障がい者の就労定着を促進するとともに、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	34	36	37	54	68	86	57	69	83
	／月	実績	8	22	27	36	39	47	—	—



(9)療養介護

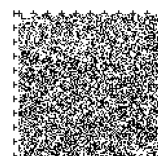
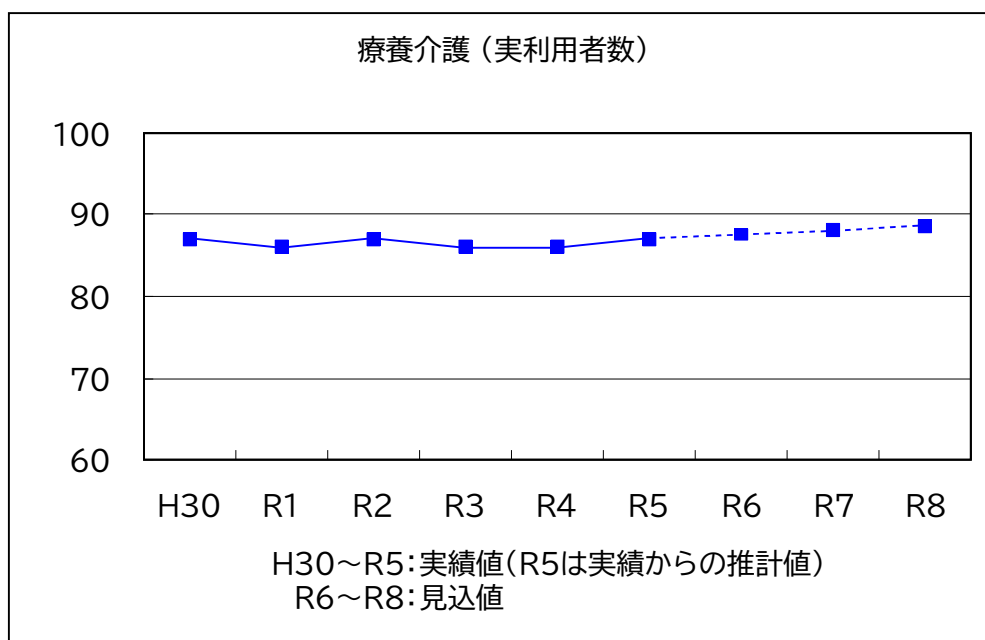
【サービスの概要】

医療と常時介護を必要とする人(主に筋萎縮性側索硬化症(ALS)や筋ジストロフィー患者などの重度障がい者)に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

安定したサービス提供体制の維持及び重度障がい者の受け入れの確保について、サービス提供事業者(医療機関)等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	83	83	83	87	87	87	88	88	89
／月	実績	87	86	87	86	86	87	—	—	—



(10)短期入所(ショートステイ)

【サービスの概要】

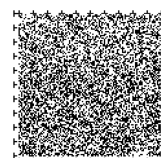
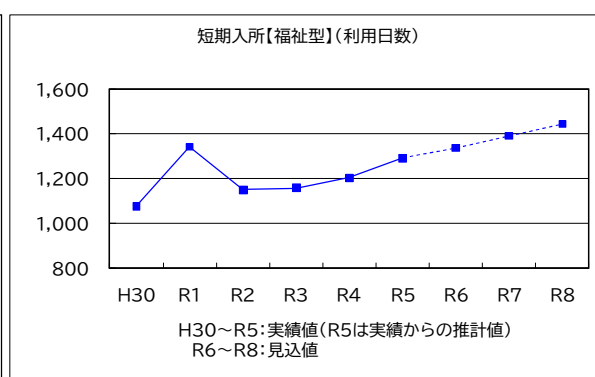
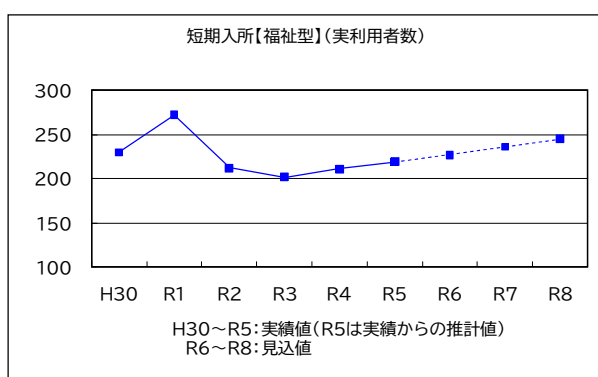
自宅で介護する人が病気の場合などで、短期間のみ施設に入所した人に、入浴・排せつ・食事の介護などを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる体制の整備を推進します。

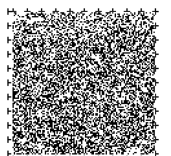
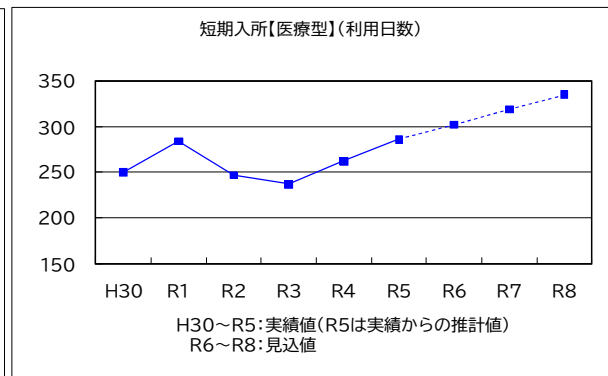
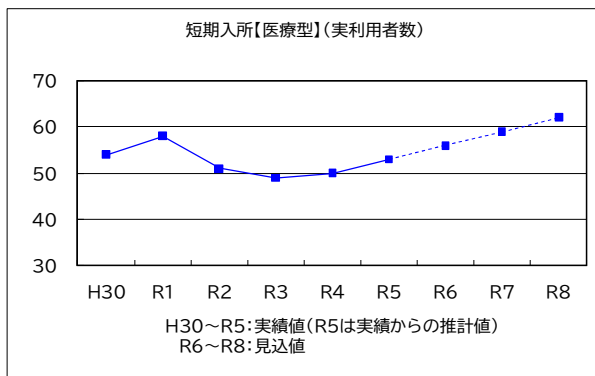
○福祉型

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	230	237	244	255	281	310	227	236	245
	／月 実績	230	272	212	202	211	219	—	—	—
利用日数	見込み	1,081	1,114	1,147	1,326	1,461	1,612	1,339	1,392	1,446
	／月 実績	1,079	1,343	1,151	1,160	1,205	1,292	—	—	—



○医療型

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	45	47	49	55	59	63	56	59	62
	／月 実績	54	58	51	49	50	53	—	—	—
利用日数	見込み	203	212	221	275	295	315	302	319	335
	／月 実績	250	284	247	237	262	286	—	—	—



3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

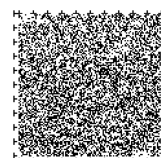
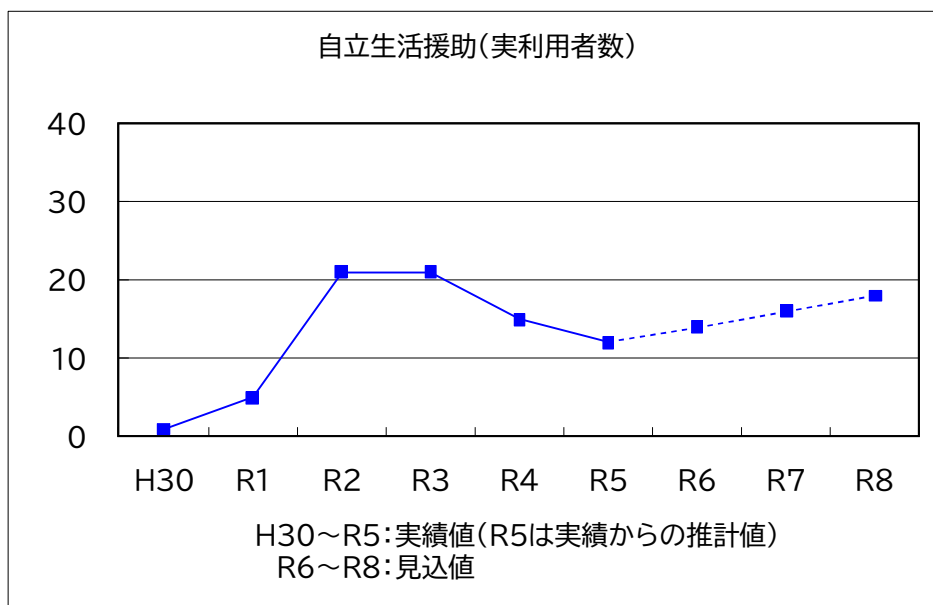
【サービスの概要】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等を対象として、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な助言や医療機関との連絡調整を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での自立した生活を支援するため、引き続き安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	2	3	4	26	31	36	14	16	18
／月	実績	1	5	21	21	15	12	—	—	—



(2)共同生活援助(グループホーム)

【サービスの概要】

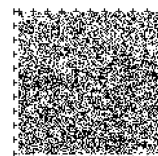
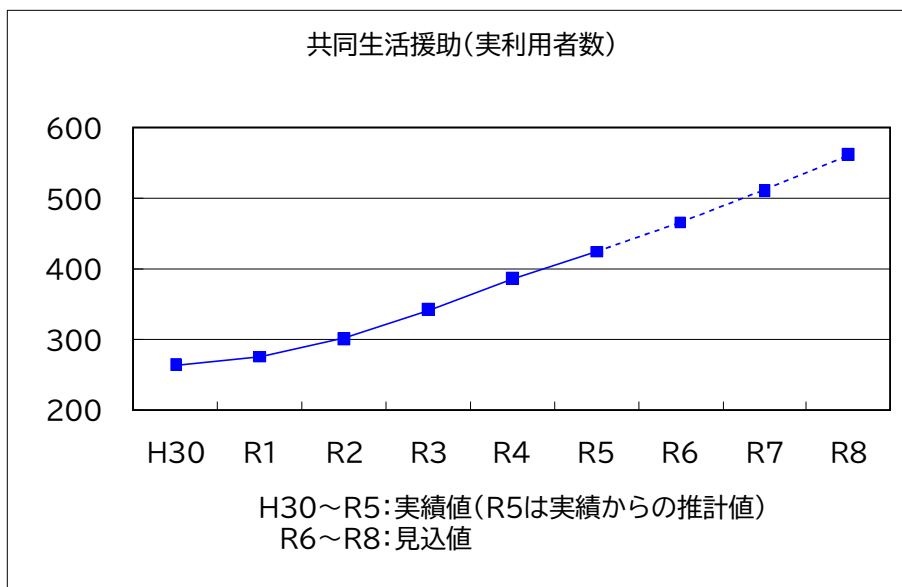
共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、グループホームの利用者の増加が予想されるため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

また、国において基本的な方向性として示されている、「グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援」についても検討します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	257	271	285	319	340	361	467	512	563
／月	実績	265	277	303	343	387	425	—	—	—



(3)施設入所支援

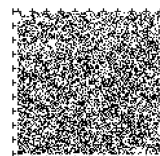
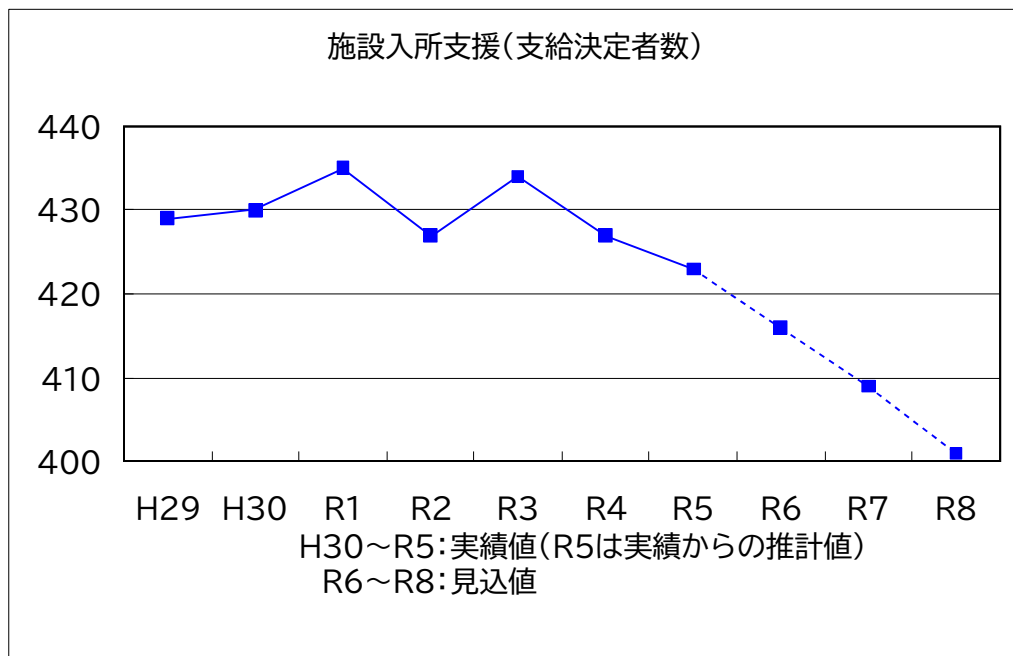
【サービスの概要】

障がい者支援施設に入所した人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者の自立支援の観点から、入所者の地域移行の推進を図るとともに、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支給決定者数	見込み	418	415	412	432	430	428	416	409	401
／月	実績	430	435	427	434	427	423	—	—	—



(4)地域生活支援拠点等

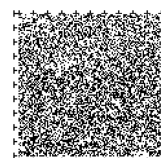
【サービスの概要】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図るものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

基幹相談支援センターを中核機関として、1市2町の宮崎東諸県圏域で構築した6つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり、医療的ケア児等の支援)の充実について、福祉・保健・医療・教育など地域の関係機関と連携するとともに、実施状況の検証及び検討を宮崎市自立支援協議会において実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	1	1	1	—	—	—
コーディネーターの 配置人数	見込み	—	—	—	—	—	—	6	6	6
	実績	0	0	6	6	6	6	—	—	—
検証・検討の 実施回数	見込み	—	—	—	1	1	1	1	1	1
	実績	—	—	—	1	1	1	—	—	—



4 相談支援

(1) 計画相談支援

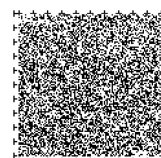
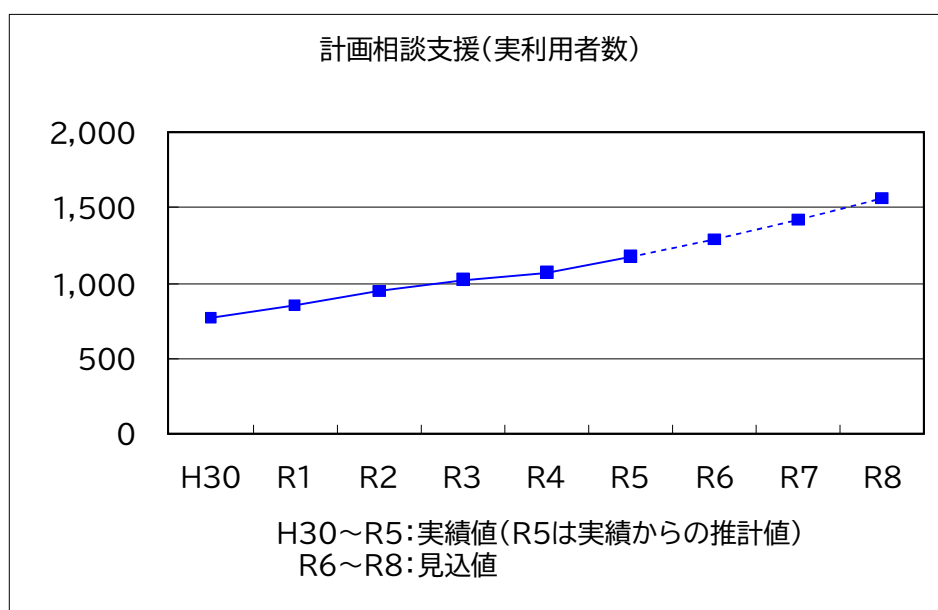
【サービスの概要】

障がい福祉サービスを利用する障がい児・者を対象として、サービス等利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整やモニタリングを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

多様化するサービスと利用者のニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実を図ります。また、宮崎市自立支援協議会等と連携しながら相談支援専門員のスキルアップ、人材確保・育成を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	687	721	757	1,064	1,170	1,287	1,292	1,420	1,561
	／月 実績	773	853	948	1,025	1,070	1,176	—	—	—



(2)地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

【サービスの概要】

「地域移行支援」・・・障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者が地域での生活に移行するための支援を行うものです。

「地域定着支援」・・・居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問などの支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

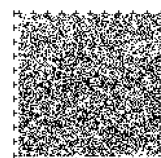
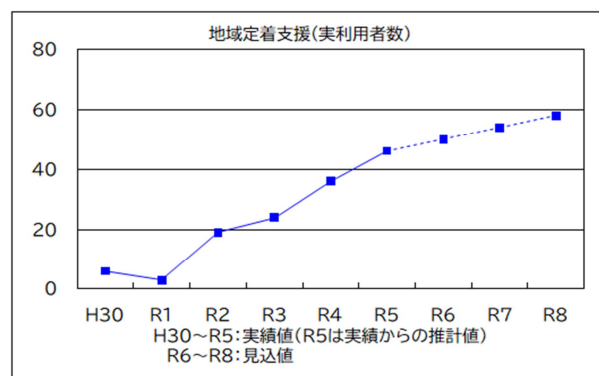
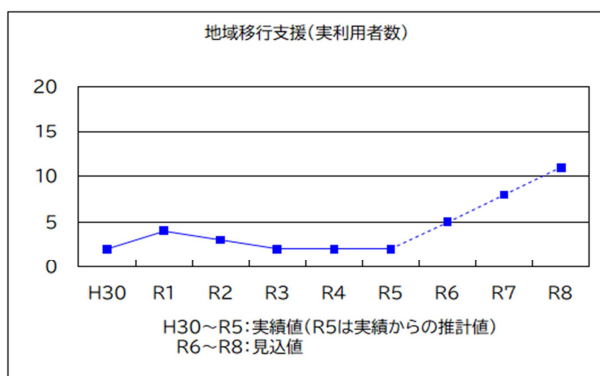
障がい者の地域での生活を支援する観点から、関係機関へサービスの利用方法等の周知を図るとともに、サービスの利用をさらに促進するため、サービス提供事業者等と連携を図ります。

○地域移行支援

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	2	3	4	8	11	14	5	8	11
	／月 実績	2	4	3	2	2	2	—	—	—

○地域定着支援

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	4	5	6	25	33	41	50	54	58
	／月 実績	6	3	19	24	36	46	—	—	—



5 障がい児通所等支援

(1) 児童発達支援

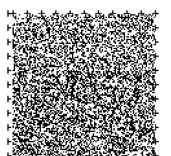
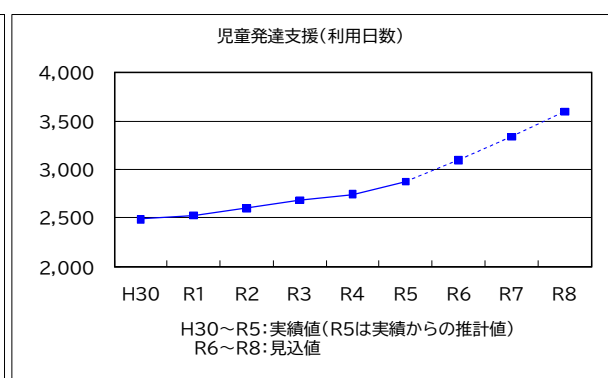
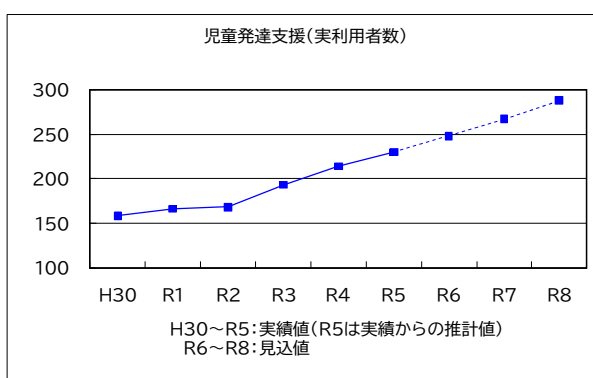
【サービスの概要】

療育等が必要な就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる体制の整備を推進します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	163	169	175	181	193	205	249	269	291
	／月 実績	159	166	169	194	215	231	—	—	—
利用日数	見込み	2,559	2,645	2,731	2,751	2,933	3,115	3,107	3,352	3,621
	／月 実績	2,498	2,528	2,602	2,685	2,747	2,876	—	—	—



(2)放課後等デイサービス

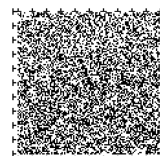
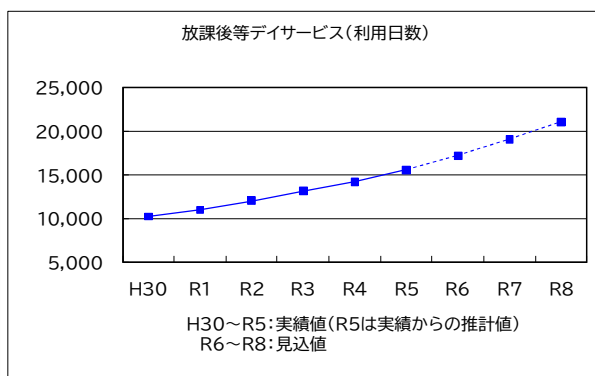
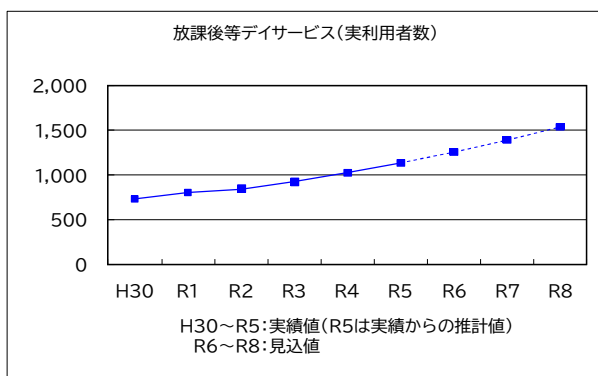
【サービスの概要】

就学児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援するため、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる体制の整備を推進します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	611	617	623	889	916	943	1,259	1,394	1,543
	／月 実績	734	809	850	925	1,027	1,137	—	—	—
利用日数	見込み	8,432	8,515	8,597	12,179	12,549	12,919	17,248	19,098	21,139
	／月 実績	10,241	11,002	12,036	13,175	14,219	15,577	—	—	—



(3) 保育所等訪問支援

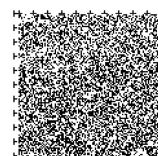
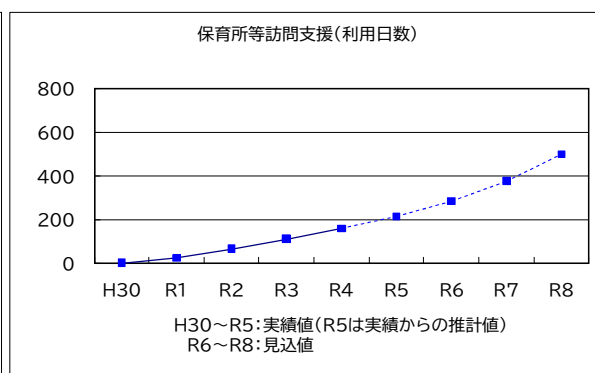
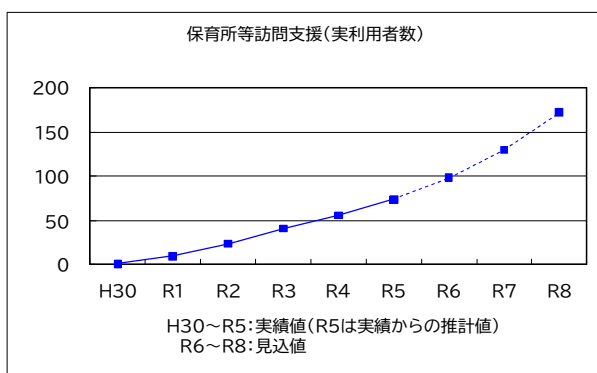
【サービスの概要】

保育所等に通う障がい児を対象として、当該保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援する観点から、安定したサービス提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	2	3	4	26	34	42	98	130	173
	／月 実績	1	10	24	41	56	74	—	—	—
利用日数	見込み	4	6	8	83	109	134	285	377	500
	／月 実績	1	23	66	110	160	215	—	—	—



(4)居宅訪問型児童発達支援

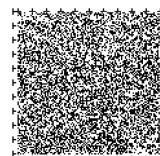
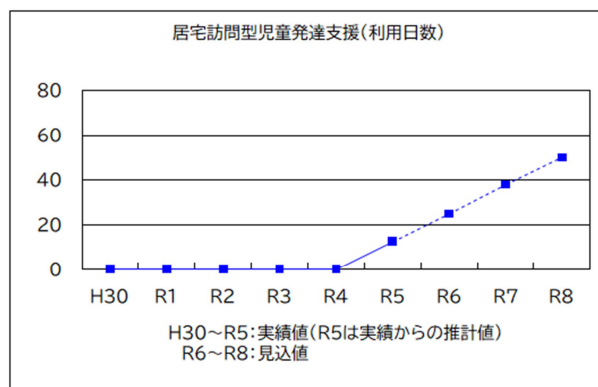
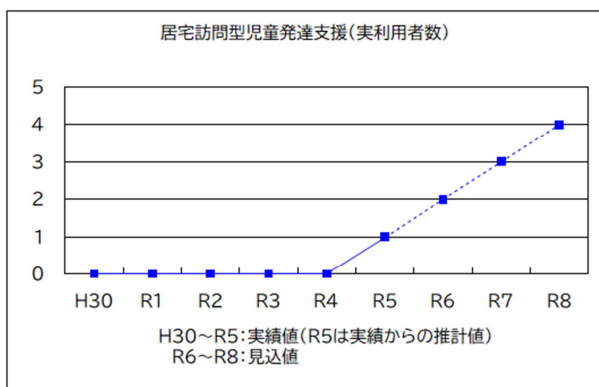
【サービスの概要】

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい児の地域での生活を支援するため、引き続き十分な情報提供に努めるとともに、サービスの利用を促進するため、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	1	2	3	1	2	3	2	3	4
	実績	0	0	0	0	0	1	—	—	—
利用日数	見込み	5	10	15	5	10	15	25	38	50
	実績	0	0	0	0	0	13	—	—	—



(5)障がい児相談支援

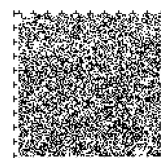
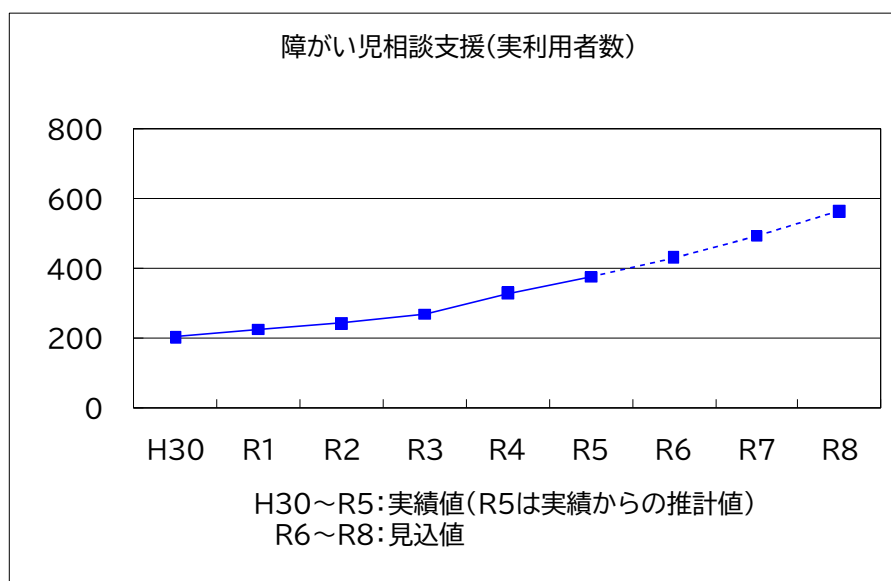
【サービスの概要】

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象として、障がい児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整やモニタリングを行うものです。

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

多様化するサービスや利用者のニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	183	192	202	299	344	395	432	495	566
／月	実績	205	226	245	271	330	378	—	—	—

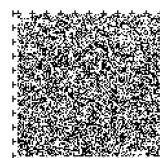


(6)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

「医療的ケア児等支援事業」において、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケアの必要な障がい児やその家族が適切な支援を受けられるように、保健、福祉、医療等の連携を促進します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置人数	見込み	0	1	1	1	1	1	2	2	2
	実績	0	1	1	1	1	2	—	—	—



6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

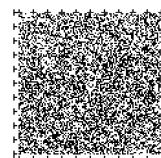
【サービスの概要】

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者の連携を促進します。

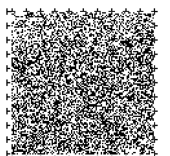
【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場である宮崎市自立支援協議会の地域移行支援部会において、より重層的な連携による支援体制を構築するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進に向けた環境の整備を実施します。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場及びシンポジウム等の開催回数									
見込み	—	—	—	10	10	10	13	13	13
実績	—	—	12	12	12	12	—	—	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数									
見込み	—	—	—	180	180	180	232	236	240
実績	—	—	196	220	225	228	—	—	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数									
見込み	—	—	—	1	1	1	1	1	1
実績	—	—	—	1	1	1	—	—	—
精神障がい者の地域移行支援 ※当該年度における実利用者数を計上									
見込み	—	—	—	7	9	12	3	3	3
実績	4	10	12	13	7	4	—	—	—



精神障がい者の地域定着支援 ※当該年度における実利用者数を計上									
見込み	—	—	—	15	20	25	39	50	64
実績	9	12	16	21	29	31	—	—	—
精神障がい者の共同生活援助 ※当該年度における実利用者数を計上									
見込み	—	—	—	112	119	126	266	317	378
実績	100	111	132	169	188	223	—	—	—
精神障がい者の自立生活援助 ※当該年度における実利用者数を計上									
見込み	—	—	—	22	27	31	16	16	16
実績	3	20	32	30	27	16	—	—	—
精神障がい者の自立訓練(生活訓練) ※当該年度における実利用者数を計上									
見込み	—	—	—	—	—	—	139	174	218
実績	57	50	43	67	95	111	—	—	—



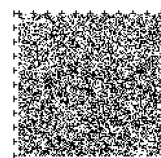
7 相談支援体制の充実・強化のための取組

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を基幹相談支援センターにおいて実施します。また、基幹相談支援センターにおいて、定期的に相談支援事業所を対象に研修を行うなど、人材育成の支援を行います。

さらに、地域の相談支援体制の強化のため、地域の相談支援事業所から提出されるモニタリング結果について、同センターと連携しながら内容を検証し、当該相談支援事業所への指導や助言を行うことで、各事業者によるサービスの質に格差が生じないよう一定の水準を確保します。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域の相談支援事業所に対する訪問等による指導・助言件数									
見込み	—	—	—	12	12	12	700	700	700
実績	—	—	—	784	552	700	—	—	—
相談支援事業所の人材育成の支援件数									
見込み	—	—	—	—	—	—	6	6	6
実績	6	6	6	6	6	6	—	—	—
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数									
見込み	—	—	—	6	6	6	12	12	12
実績	—	12	12	12	12	12	—	—	—
個別事例の支援内容の検証の実施回数									
見込み	—	—	—	—	—	—	6	6	6
実績	6	6	6	6	6	6	—	—	—

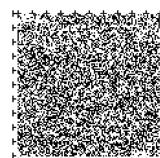


8 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策】

障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組として、市職員の研修等への参加のほか、事業所や関係自治体等との情報共有を図ることで、サービスの質の向上を図ります。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
宮崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数									
見込み	5	5	5	5	5	5	5	5	5
実績	5	5	5	5	5	5	—	—	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有回数									
見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1	1	—	—	—
指導監査結果の関係市町村との共有回数									
見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1	1	—	—	—



第 6 章 地域生活支援事業等の見込み量及び見込み量確保のための方策

※令和 5 年度の実績＝令和 5 年 12 月時点での年度推計

1 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

① 事業者等の障がい理解啓発

【事業の内容】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)の一部改正により、令和 6 年度より事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、事業者等に対し、障がい理解啓発を行うものです。

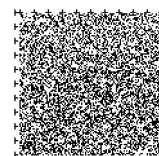
【実施に関する考え方】

本市独自の理解啓発動画を活用し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、盲ろう者、重症心身障がい児又は難病の障がい特性等を分かりやすく説明することで、地域の特色に合わせた合理的配慮の提供について啓発します。

【見込み量確保のための方策】

理解啓発動画を配信し、事業者等における自主的な研修を促すほか、民間事業者等と連携を図りながら、集合研修を実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
受講者数	見込み	—	—	—	—	—	—	400	450	500
	実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—



② ふれあい福祉体験研修

【事業の内容】

希望する民間事業者、学校等へ登録講師を派遣し、福祉講話や車いす体験等を行い、福祉への理解を深めてもらうものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により事業を実施し、啓発及び障がい者の社会参加促進を図ります。

【見込み量確保のための方策】

多方面に福祉関係機関やボランティア団体とのネットワークを有する社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)に委託することにより、効果的かつ効率的な事業を行います。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ受講者数	見込み	—	—	—	—	—	—	5,500	6,000	6,500
	実績	6,793	5,458	2,420	2,824	4,350	5,300	—	—	—

③ パラスポーツ体験

【事業の内容】

中心市街地のイベントとして、ボッチャ等のパラスポーツ体験会を開催するものです。

また、市内の小・中学校を対象に、日本人パラリンピアンが講師となり、パラスポーツの体験授業を行うイベントを開催します。

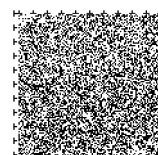
【実施に関する考え方】

宮崎県ボッチャ協会や、日本財団パラスポーツサポートセンター等と連携し実施します。

【見込み量確保のための方策】

SNS 等を通じたイベントの告知を行います。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	見込み	—	—	—	—	—	—	650	700	750
	実績	909	426	—	35	429	622	—	—	—



(2)自発的活動支援事業

① 障がい者就労事業所魅力アップ応援事業

【事業の内容】

障がい者の雇用安定や工賃向上を図るため、障がい者を雇用している事業所間の連携強化や販売力の向上、請負業務の受注促進を図るものです。

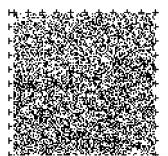
【実施に関する考え方】

障がい者就労事業所等による合同研修会や共同販売会を実施するとともに、請負業務の共同受注等を行う団体の運営費の一部を助成することにより、障がい者の就労の安定を図ります。

【見込み量確保のための方策】

宮崎市役所本庁舎や、各総合支所等における販売会の開催支援を行うとともに、団体に加盟する事業所等が行う研修会の内容に応じて連携を図り、実施協力を行います。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
販売会の	見込み	—	—	—	—	—	—	30	30	30
	実績	27	31	8	19	32	30	—	—	—
研修会の	見込み	—	—	—	—	—	—	4	4	4
	実績	1	6	2	0	1	4	—	—	—



② 障がい者ピア活動支援事業

【事業の内容】

障がい者自らがカウンセリングを行う相談員(ピアスタッフ)として、障がい者及びその家族の悩みの共有や、ピアスタッフの養成研修等を行います。

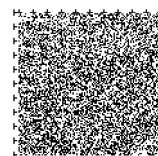
【実施に関する考え方】

ピア活動に関する定期的な勉強会等を通してピア活動の実践に関する支援を行い、障がい者及びピアスタッフ自身の自立や社会参加の促進並びにピアスタッフの育成を図ります。

【見込み量確保のための方策】

地域活動支援センター I 型事業所において、ピア活動を実施し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
研修等の 実施回数	見込み	—	—	—	—	—	—	520	540	560
	実績	620	537	421	380	296	500	—	—	—
相談対応 件数	見込み	—	—	—	—	—	—	520	540	560
	実績	259	239	540	306	123	500	—	—	—



(3)相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

【事業の内容】

障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関との連携その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

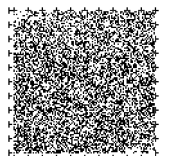
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、基幹相談支援センター内に相談窓口を設置するなど、必要な情報の提供や支援等を行います。

【見込み量確保のための方策】

各法人間での連携を図りながら相談支援の中核的な役割を担うことを目指します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	見込み	6	6	6	4	4	4	4	4	4
	実績	6	6	5	4	4	4	—	—	—



②-1 基幹相談支援・虐待防止センター

【事業の内容】

基幹相談支援センターは、平成 25 年 4 月より設置され、障がいの種別に関係なく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関との連携の支援を総合的に行います。また、虐待防止センターを併設することにより、障がい者への虐待事例の早期発見、早急な対応につなげます。

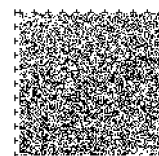
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、専門的な知識を十分に活用したきめ細かな支援の提供を行います。

【見込み量確保のための方策】

各法人間での連携を図りながら相談支援事業の中核的な役割を担うことを目指します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置の有無	見込み	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有	—	—	—



②-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業の内容】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

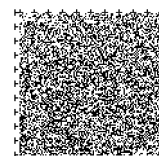
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により、地域の相談支援体制の強化や人材育成の支援、地域の相談支援機関との連携強化等を行います。

【見込み量確保のための方策】

各法人間での連携を図りながら、相談支援機能の強化を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	見込み	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有	—	—	—



③ 住宅入居等支援事業

【事業の内容】

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等に係る支援等を行うものです。

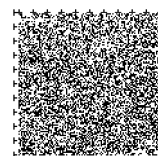
【実施に関する考え方】

基幹相談支援センターに業務委託し、各関係機関等と連携を図りながら実施します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者や不動産業者等から受ける相談の内容により、どのような支援が必要か状況の把握に努め、支援を行います。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	見込み	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有	—	—	—



(4)成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図るものです。

【実施に関する考え方】

本人の判断能力の低下があり、本人・親族による申立てが期待できず、成年後見制度を利用することが有用であると認められる場合に、市長申立てを行っています。また、後見人等への報酬の支払いや申立てに関する費用の支払いが困難な場合に費用の助成を行います。

【見込み量確保のための方策】

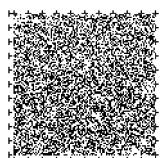
弁護士・司法書士・社会福祉士等の各専門職団体や家庭裁判所への広報、市政出前講座の実施、市ホームページ等を活用することで、制度の周知・広報を図ります。

○知的障がい者

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市長申立て 件数/年	見込み	—	—	—	—	—	—	5	5	5
	実績	0	3	3	2	2	2	—	—	—
報酬助成 件数/年	見込み	4	4	4	12	13	14	15	16	17
	実績	6	8	11	12	13	16	—	—	—

○精神障がい者

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市長申立て 件数/年	見込み	—	—	—	—	—	—	5	5	5
	実績	1	4	2	5	2	6	—	—	—
報酬助成 数/年	見込み	—	—	—	25	29	34	30	34	38
	実績	2	10	17	13	22	26	—	—	—



(5)成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るものです。

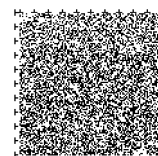
【実施に関する考え方】

法人後見受任団体である市社会福祉協議会を支援し、法人後見支援員や市民後見人といった担い手の養成に取り組むことにより、安定した成年後見制度の利用を図ります。

【見込み量確保のための方策】

市社会福祉協議会が設置する「権利擁護センターみやざき」の運営を支援するため、運営費として補助金を交付します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
法人後見	見込み	5	5	5	5	5	5	5	5	5
受任件数	実績	5	5	3	4	3	4	—	—	—



(6)意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【事業の内容】

聴覚、言語機能、音声機能に支障がある障がい者に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの仲介を行うものです。

【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により実施し、聴覚、言語機能、音声機能に支障がある障がい者の社会参加促進を図ります。

【見込み量確保のための方策】

委託先と連携を図り、広報活動を充実し、利用の促進に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
派遣件数	見込み	820	820	820	720	710	700	750	750	750
／年	実績	736	818	705	791	736	750	—	—	—

② 手話通訳者設置事業

【事業の内容】

手話通訳者を配置し、聴覚、言語機能、音声機能に支障がある障がい者の相談支援などでのコミュニケーションを円滑に行うものです。

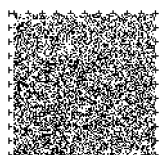
【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により実施し、宮崎市障がい福祉課に手話通訳者を配置して、聴覚、言語機能、音声機能に支障がある障がい者との円滑なコミュニケーションを図ります。

【見込み量確保のための方策】

委託先と連携を図り、障がい福祉に理解と熱意を有する手話通訳者の確保に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置者数	見込み	2	2	2	1	1	1	1	1	1
／年	実績	2	2	2	1	1	1	—	—	—



(7)日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活の便宜やその福祉の増進を図るため、障がい者等に日常生活支援用具等を給付するものです。

【実施に関する考え方】

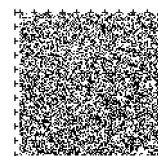
オンラインによる申請受付方法を導入するなど障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。

【見込み量確保のための方策】

利用者及び取扱業者と連携を図り、用具の種目について、利用者への周知に努めます。

(給付等件数/年)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練	見込み	47	48	49	33	34	35	39	39	40
	支援用具 実績	34	31	36	29	37	38	—	—	—
自立生活	見込み	121	124	126	110	114	117	122	125	127
	支援用具 実績	95	104	135	91	117	120	—	—	—
在宅療養等	見込み	90	92	94	149	153	157	80	82	84
	支援用具 実績	77	140	117	95	77	79	—	—	—
情報・意思疎通	見込み	70	71	73	87	90	92	95	97	99
	支援用具 実績	73	82	74	55	91	93	—	—	—
排泄管理	見込み	2,300	2,350	2,400	2,605	2,683	2,763	2,702	2,760	2,820
	支援用具 実績	2,394	2,455	2,536	2,667	2,588	2,644	—	—	—
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み	20	20	20	16	16	16	17	17	17
	実績	15	13	15	15	20	17	—	—	—



(8)手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

手話の学習経験がない者などに対して、相手の手話が理解でき、手話で日常会話が可能な程度に養成を行うものです。

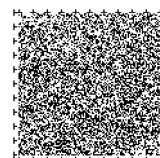
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、手話による意思疎通支援者の増加が図られるよう事業の充実を図ります。

【見込み量確保のための方策】

市広報紙等を活用し、市民への周知を図ることで受講生の確保に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成講習	見込み	45	50	55	35	60	65	80	80	80
修了者数	実績	62	67	0	31	51	80	—	—	—



(9)移動支援事業

① 重度身体障がい者移動支援事業

【事業の内容】

一般の交通手段の利用が困難な重度障がい者に対して、住民参加型の移送サービスを行うものです。

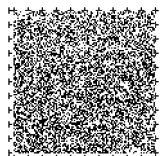
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、重度障がい者の移動支援を実施します。

【見込み量確保のための方策】

運転ボランティアの確保に努めます。また、道路運送法(昭和26年法律第183号)による福祉有償運送の許可を受け、適正な運送を継続して実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ利用者 数/年	見込み	1,200	1,200	1,200	550	550	550	500	550	600
	実績	687	627	382	375	428	395	—	—	—
延べ利用 時間数/年	見込み	1,000	1,000	1,000	450	450	450	450	500	550
	実績	564	567	335	310	393	363	—	—	—



② 外出介護事業

【事業の内容】

外出時に支援が必要な障がい者等に対し、ガイドヘルパーを派遣し、マンツーマンによる支援（個別支援型）、屋外でのグループワーク、同一目的地及びイベントへの複数参加の場合の同時支援（グループ支援型）による移動支援を行うものです。

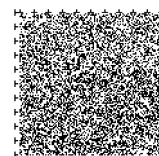
【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数 ／年	見込み	458	472	486	506	540	577	625	663	703
	実績	479	474	488	516	557	590	—	—	—
延べ利用 時間数 ／年	見込み	35,000	36,000	37,000	41,087	43,848	46,852	49,563	52,576	55,748
	実績	39,022	39,072	33,365	37,896	44,488	46,787	—	—	—



③ 福祉バス運行事業

【事業の内容】

公共交通機関での移動が困難な障がい者団体の移動を支援するため、車いす対応のリフト付き福祉バスを運行するものです。

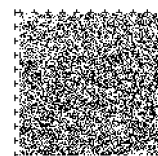
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、適正な運行に努めます。

【見込み量確保のための方策】

関係団体や利用者の意見等を踏まえながら、より効果的・効率的な事業運営を図り、利用者の確保に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ利用者 数／年	見込み	3,200	3,200	3,200	2,460	2,460	2,460	2,600	2,600	2,600
	実績	2,614	2,103	634	639	889	1,630	—	—	—
延べ利用 時間数／年	見込み	800	800	800	690	690	690	700	700	700
	実績	732	703	236	258	352	460	—	—	—



(10)地域活動支援センター機能強化事業

① 地域活動支援センター I 型事業

【事業の内容】

精神保健福祉士等の専門職員を配置して、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発、ピアカウンセリング等の事業等を実施するものです。

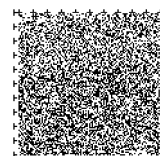
【実施に関する考え方】

社会福祉法人への委託により実施し、医療・福祉及び地域と連携を強化して障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【見込み量確保のための方策】

各種大会や研修会など、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、利用の促進に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2	2	—	—	—
延べ利用者数／年	見込み	11,650	11,700	11,750	11,500	11,500	11,500	10,000	10,000	10,000
	実績	11,651	11,499	9,919	10,117	9,658	10,000	—	—	—



② 地域活動支援センターⅡ型事業

【事業の内容】

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するものです。

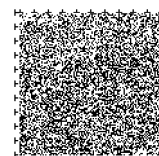
【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	見込み	1	1	1	3	3	3	4	4	4
	実績	2	3	2	2	3	3	—	—	—
実利用者数	見込み	32	32	32	38	39	40	29	30	31
	／年 実績	37	39	37	30	29	28	—	—	—



③ 地域活動支援センターⅢ型事業

【事業の内容】

障がい者等に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うものです。

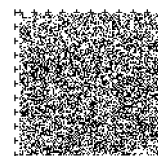
【実施に関する考え方】

地域活動支援センターに対する補助事業として実施し、日中活動の場を提供することで障がい者等の地域生活の促進を図ります。

【見込み量確保のための方策】

適切な運営の支援を行うとともに、利用状況の把握に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	見込み	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3	—	—	—
名簿登録者数／年	見込み	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	実績	58	62	48	48	53	53	—	—	—



2 任意事業

(1)福祉ホーム事業

【事業の内容】

居宅で生活することが困難な障がい者に、低額な料金で居室、その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うものです。

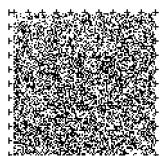
【実施に関する考え方】

専門職員及び事業実施可能な施設を擁する社会福祉法人等に対する補助事業として実施し、居住の場を提供するとともに、利用者の日常生活に関する相談、助言等を行います。

【見込み量確保のための方策】

福祉ホームの設置目的を踏まえ、入居を希望する障がい者に対して、事業者との連携を図り支援を行います。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1	—	—	—
実利用者数	見込み	20	20	20	21	21	21	21	21	21
	／年 実績	19	18	21	20	21	21	—	—	—



(2)訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

家庭や他のサービスによる入浴が困難な在宅の身体障がい者に対して、居住地へ入浴車を派遣し、入浴の介護を行うものです。

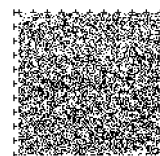
【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	17	18	19	42	45	48	49	55	61
	／年 実績	28	34	40	43	39	36	—	—	—
延べ利用日数	見込み	1,142	1,211	1,284	3,713	3,978	4,243	3,886	4,340	4,813
	／年 実績	1,848	2,522	3,397	3,580	2,858	3,472	—	—	—



(3)日中一時支援事業

【事業の内容】

日中における障がい者等の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、介護者の一時的な休息の確保等の支援を行うものです。

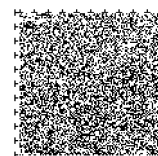
【実施に関する考え方】

障がい者の事務手続きの煩雑さを軽減し、事業の利用促進を図るため、給付事業として実施します。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。特に、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者が利用できる体制の整備を図ります。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	857	874	891	755	757	759	697	709	721
	／年 実績	723	753	696	663	674	685	—	—	—
延べ利用日数	見込み	51,500	52,000	52,500	45,753	45,874	45,995	51,927	52,821	53,715
	／年 実績	44,331	45,810	44,018	40,757	45,658	51,033	—	—	—



(4)協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業

【事業の内容】

誰もが住みよいまちづくりを実現するため、障がい者等が直面している課題の解決策等を話し合う宮崎市自立支援協議会の運営及び市民への啓発活動を支援するものです。

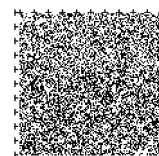
【実施に関する考え方】

障がい種別に応じたそれぞれの障がい者等が抱える課題等を共有し、解決するとともに、広く市民に障がいへの理解を深めることで、総合的な地域生活支援の実現を図ります。

【見込み量確保のための方策】

関係団体、障がい福祉サービス事業所、当事者、行政等によって構成される、7つの専門部会(就労支援部会、医療的ケア支援部会、子ども支援部会、暮らし支援部会、地域移行支援部会、相談支援部会、障がい理解啓発部会)を設置し、支援体制を構築します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
部会会議延べ	見込み	—	—	—	1,000	1,000	1,000	1,350	1,350	1,350
	参加者数/年	1,110	1,049	826	1,374	1,340	1,350	—	—	—



(5)点字・声及び手話の広報等発行事業

【事業の内容】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字、ビデオ、DVD、CDで広報を作製し、提供するものです。

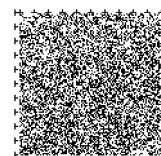
【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託事業として実施し、継続して情報の提供を行います。

【見込み量確保のための方策】

広報等により障がい者への周知を図ります。また、利用者のニーズに合わせて実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ作製 本数／年	見込み	3,100	3,100	3,100	3,300	3,300	3,300	2,500	2,500	2,500
	実績	3,272	3,203	2,705	2,710	2,695	2,580	—	—	—



(6)自動車運転免許取得・改造助成事業

【事業の内容】

障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

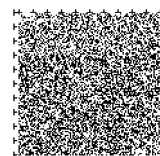
【実施に関する考え方】

自動車運転免許取得等に要する費用の負担を軽減することで、障がい者の外出を支援する体制を強化していくとともに、障がい者の地域生活の維持や社会参加の促進を図ります。

【見込み量確保のための方策】

広報活動等を充実し、業者等とも連携を図りながら、利用を促します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ利用 者数／年	見込み	14	14	14	14	14	14	20	20	20
	実績	12	25	20	11	9	13	—	—	—



3 その他の事業

(1) 成年後見利用促進事業

【事業の内容】

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより、判断能力が不十分で制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備するものです。

【実施に関する考え方】

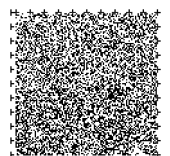
現に成年後見制度等の権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築を目指します。

【見込み量確保のための方策】

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として令和4年3月31日に設置した、宮崎市成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の周知・広報、同制度の利用相談、市民後見人の活躍推進、成年後見制度利用支援事業の適切な実施等に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談件数 ／年	見込み	—	—	—	—	—	—	150	150	150
	実績	—	—	—	46	147	160	—	—	—
研修等 参加者数／年	見込み	—	—	—	—	—	—	500	500	500
	実績	—	—	—	0	1,110	450	—	—	—

※相談件数及び研修等参加者数については、高齢者に関するものも含む。



(2)障がい者差別解消・虐待防止対策事業

【事業の内容】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等に対する差別解消、虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、関係機関等との連携協力体制の整備等を図るものです。

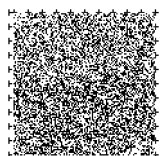
【実施に関する考え方】

障がい種別に応じた障がい理解に関する啓発活動や、「宮崎市差別解消支援地域協議会」及び「宮崎市虐待防止ネットワーク協議会」等を通して、関係機関との連携・協力による介入・支援を行い、障がい者等が尊厳ある安心した生活を送ることができるよう、障がい者等の権利利益の擁護を図ります。

【見込み量確保のための方策】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)に基づき、基幹相談支援・虐待防止センターと連携して障がい者虐待防止に対応するとともに、啓発リーフレット等を配布し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)に関する市民への周知啓発・職員研修に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
研修等	見込み	—	—	—	500	500	500	1,000	1,000	1,000
	受講者数/年 実績	—	—	—	177	168	1,153	—	—	—
出前講座	見込み	—	—	—	450	500	550	500	500	500
	受講者数/年 実績	—	—	—	42	73	132	—	—	—



(3)雇用施策との連携による重度障がい者等就労・修学支援事業

【事業の内容】

一般企業等に就労している重度障がい者等又は大学等に修学する重度障がい者等に対し、通勤時や職場等、大学等への通学中及び大学等の敷地内において、座位保持、体位交換、トイレ介助等の支援を行うものです。

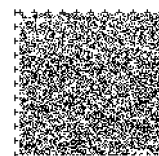
【実施に関する考え方】

重度障がい者の就労や修学の支援を充実させることで、障がい者の自立や社会参加を促進します。

【見込み量確保のための方策】

広報等により障がい者への周知を図ります。また、就労移行支援事業所や大学等と連携を図りながら事業を推進します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	見込み	—	—	—	—	—	—	3	3	3
	／年 実績	—	—	—	0	1	1	—	—	—



(4) 依存症対策事業

【事業の内容】

民間団体が行う依存症についての周知、啓発、相談に係る費用を助成するものです。

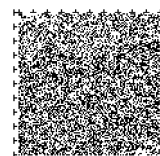
【実施に関する考え方】

アルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症への市民の理解を深め、当事者や家族への適切な治療や支援、地域での生活の促進を図ります。

【見込み量確保のための方策】

様々な関係団体に事業周知を図り、事業の積極的な活用に繋がるよう努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
情報提供事業	見込み	—	—	—	—	—	—	6	—	—
	実施回数	0	0	0	0	1	2	—	—	—
普及啓発事業	見込み	—	—	—	—	—	—	6	—	—
	実施回数	1	1	0	1	1	2	—	—	—
相談事業	見込み	—	—	—	—	—	—	6	—	—
	実施回数	1	1	1	1	0	1	—	—	—



(5)専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業

【事業の内容】

意思疎通を図ることに支障のある障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、手話通訳者・要約筆記者の養成を行うものです。

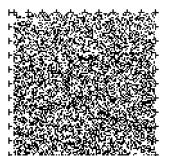
【実施に関する考え方】

社会福祉法人等への委託により実施し、意思疎通支援者が増えるよう充実を図ります。

【見込み量確保のための方策】

市広報紙等を活用し、要約筆記者養成について市民への周知を図るとともに、手話奉仕員養成研修の修了生への案内を行い、受講生の確保に努めます。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成講習	見込み	90	90	90	90	90	90	50	50	50
	修了者数	87	86	0	26	73	50	—	—	



(6)障がい児等療育支援事業

【事業の内容】

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児及び身体障がい児等の地域における生活を支えるために、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導、障がい児の通う保育所又は障がい児通所支援事業の職員の療育技術の指導及び療育機関に対する支援を実施するものです。

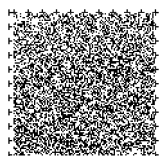
【実施に関する考え方】

社会福祉士等の専門的職員を配置した社会福祉法人への委託により実施し、在宅の重症心身障がい児、知的障がい児及び身体障がい児等の地域における生活を支えます。

【見込み量確保のための方策】

身近な地域で療育指導等を実施するとともに、幼児集団健康診査の場を活用するなど医療・保健などの分野と連携してきめ細やかな療育・相談支援を実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	見込み	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3	—	—	—



(7)高次脳機能障がい者に対する支援

【事業の内容】

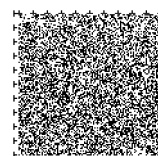
高次脳機能障がいに対する市民の適切な理解を進め、高次脳機能障がい者が地域で生活する上で、必要となる支援を行うものです。

【実施に関する考え方】

宮崎県において配置されている「高次脳機能障がい支援コーディネーター」等と連携しながら、本市における高次脳機能障がいに関する支援に必要な取組について関係機関と協議を行い、高次脳機能障がい者が利用できる障がい福祉サービス等事業所や適切な診断を行える医療機関等の情報の把握及び提供に努めるほか、適切な障がい福祉サービスを提供します。

また、障がい理解に関する市政出前講座等において、高次脳機能障がいに関する周知及び理解啓発を行うほか、基幹相談支援センターが実施する相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所への研修会を通して、高次脳機能障がいに対する障がい理解や支援体制の向上を図るなど、地域における障がい福祉サービス等提供事業所の人材育成に関する施策を推進します。

なお、研修会等の開催に当たっては、宮崎県及び宮崎県身体障害者相談センターと連携しながら実施します。



第7章 資料

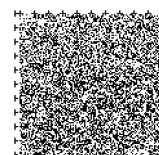
1 パブリックコメントの実施

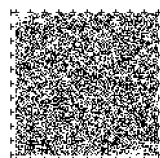
本計画の策定に当たり、多くの市民の意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。寄せられたご意見は計画に反映するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

〔募集期間〕令和6年1月23日(火)～令和6年2月21日(水)

2 計画の策定経過

R5年 5月	国(厚生労働省・こども家庭庁)より基本指針(一部改正)の提示
6月	新たな障がい福祉サービスのニーズ調査(宮崎県障がい福祉課実施) 施設入所支援の利用実態・ニーズ調査(宮崎県障がい福祉課実施)
7月	障がい福祉サービス提供実態調査 障がい者団体等へのアンケート調査
8月	市町村担当者説明会(7日、宮崎県障がい福祉課実施) サービス見込み量の設定作業
9月	宮崎県へ数値目標及びサービス見込み量に係る中間報告書提出(16日)
10月	市町村ヒアリング(20日、宮崎県障がい福祉課実施)
11月	第1回宮崎市自立支援協議会幹事会 開催(8日) 第1回宮崎市障がい者施策推進協議会 開催(15日) 宮崎県へ数値目標及びサービス見込み量に係る最終報告書提出(20日)
12月	第2回宮崎市自立支援協議会幹事会 開催(書面) 第2回宮崎市障がい者施策推進協議会 開催(21日)
R6年 1月	パブリックコメント実施
3月	第7期宮崎市障がい福祉計画(第3期宮崎市障がい児福祉計画)策定





第 7 期宮崎市障がい福祉計画
(第 3 期宮崎市障がい児福祉計画)

(発行年月) 令和 6 年 3 月

(編集・発行) 宮崎市 福祉部 障がい福祉課

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

電 話 0985-21-1772

F A X 0985-21-1776

メール 10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp

